

伊賀市地域福祉計画

～あいしあおう しあわせプラン～

平成18年6月
伊賀市

伊賀市地域福祉計画 ～あいしあおう しあわせプラン～

<目次>

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと他計画との関わり	1
3. 計画期間	3
4. 策定体制	3
5. 圏域の考え方について	6
第2章 伊賀市の概況	8
1. 人口・世帯について	8
2. 福祉の現状	9
3. 地域福祉活動の現状	11
4. 市民意識調査から見てきた福祉課題	13
5. 地域福祉の課題	18
第3章 地域福祉計画の理念	19
第4章 地域福祉を進める重点施策	25
1. 総合相談支援のしくみづくり	25
2. 地域福祉型福祉サービスの創設	28
3. 福祉学習の体系化による市民力の育成	29
4. 市民と行政の協働関係の構築	31
5. 住民自治協議会福祉部の連携及び支援	31
地域福祉計画体系図	32
第5章 地域福祉計画推進のための施策	34
1. 共 ～新しい自治～	34
2. 安 ～安住の地域づくり～	38
3. 参 ～高参加・高福祉～	49
4. 転 ～福祉でまちづくり～	54
5. 連 ～協働のしくみ～	59
第6章 計画の推進にあたって	64
1. 計画の推進体制	64
2. 計画の普及啓発と実践	64
3. 計画の評価	65
4. 市と社会福祉協議会の連携	65
5. 市と社会福祉法人、医療機関、NPO、 ボランティア組織等との連携	66

資料編（別冊）

用語解説、策定経過、伊賀市地域福祉計画策定委員会設置要綱、策定委員名簿、策定委員会経過、第①～④テーマ別委員会資料、ニュースレター

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

伊賀市は6つの市町村が合併して誕生しました。合併したことで、より生活がしやすくなること、このことが市民の願いです。平成18年度からスタートした新しい総合計画では、伊賀市の将来像を「ひとが輝く地域が輝く ～住み良さが実感できる自立と共生のまち～」と定め、その基本理念には、

1. 「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成
2. 持続可能な共生地域の形成
3. 交流と連携による創造的な地域の形成

の3点を掲げています。伊賀市地域福祉計画は、この総合計画と整合性をもって策定されています。

また現在、伊賀市の内外を問わず様々な福祉課題が山積しています。それらを行政だけではなく、広く関係者や市民が「協働」して解決していくこと。地域を活性化し、誰にとっても安全で安心して暮らせる地域にしていくこと。一人ひとりの人権がしっかりと保障されていくこと。そのための道標になるのが、この地域福祉計画です。平成12年から施行されている社会福祉法では、地域福祉とは「地域における社会福祉のこと」と規定しています。つまり地域福祉計画とは伊賀市の社会福祉に関する総合的な基本計画になります。

具体的に社会福祉法第4条では「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」としています。

こうした地域福祉を推進するために同法第107条で「市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする」と地域福祉計画が法定化されました。

このような背景のもと、伊賀市地域福祉計画は、伊賀市が市民にとって本当に暮らしやすいまちにしていくために、そして今日の社会福祉改革の流れを踏まえて、市民と行政、関係者による協働作業によって策定されました。

2. 計画の位置づけと他計画との関わり

(1) 位置づけ

本計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、「伊賀市総合計画」と整合性を有した地域福祉の推進を担う総合的な基本計画です。

現在市には高齢者保健福祉計画をはじめとする保健・福祉分野の諸計画があります。地域福祉計画はそれらの分野別計画と調整しながら策定されています。高齢や障がい、児童といった各分野に特化したサービスの整備目標などは各分野別計画で示されますが、各分野に共通した地域福祉を推進する事項を範囲としたのが地域福祉計画です。また地域福祉計画は総合計画と各分野別計画をつなぐことも重要な役割になります。

また本計画に示されている理念や具体的な施策を、より身近な地域で推進するために重要な組織として住民自治協議会(1)等を位置づけ、「地域まちづくり計画」とも連携・支援していく関係となります。

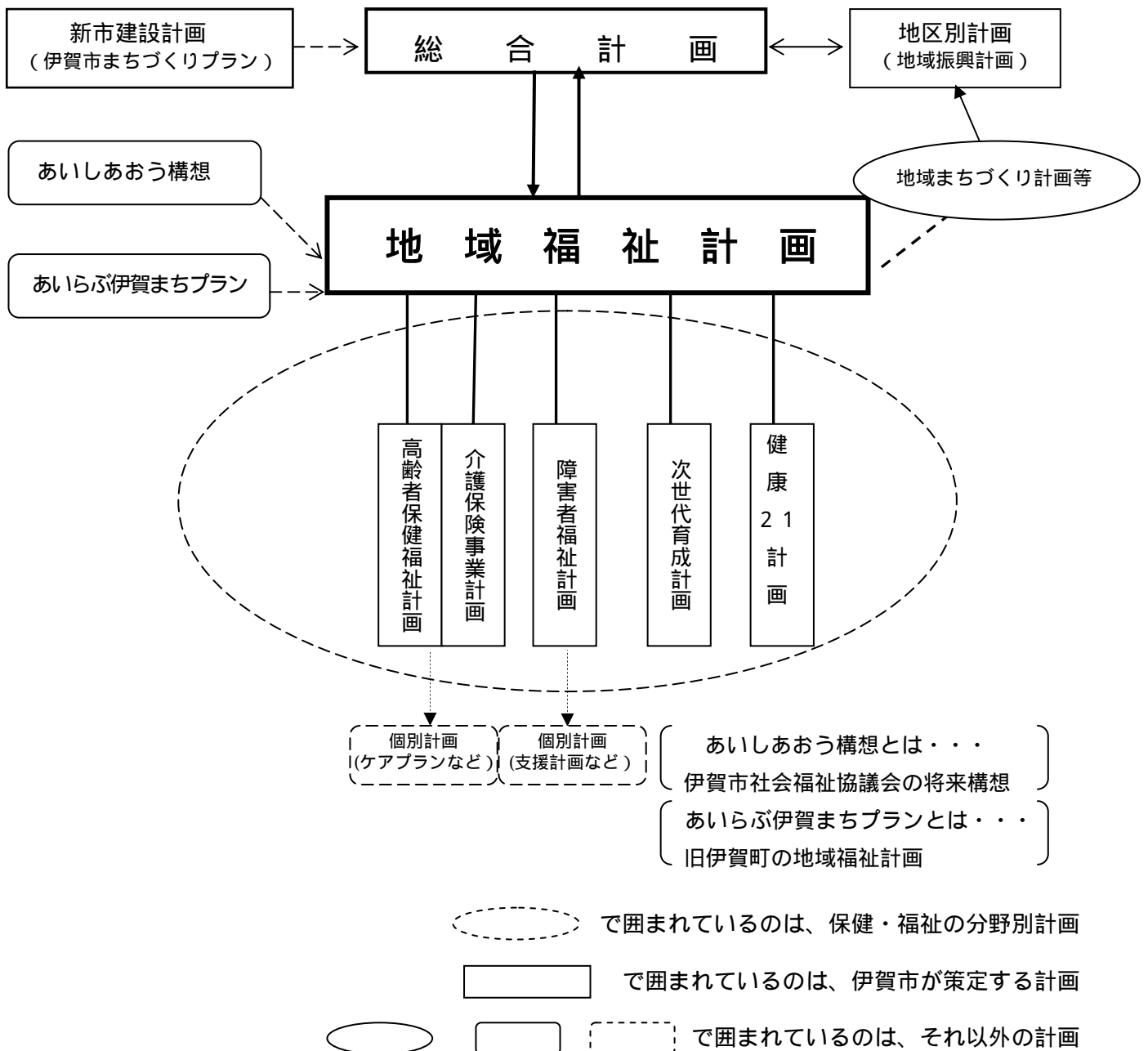
(2) 他計画との関わり

地域福祉計画は、上位計画である総合計画や保健・福祉分野の分野別計画との調整を図ります。

本計画は、地域で暮らす様々な人が安心して暮らせるまちにするために、その取り組みの方向性を示すものであり、策定過程に多くの市民が参加し、市民、市、社会福祉協議会などそれぞれの立場から、地域福祉推進において果たす役割や理念を明確にするものです。

また、福祉・保健分野の計画だけでなく、防災、男女共同参画などの生活関連分野の計画と関わりがあり、これらの計画と連携した総合的な地域福祉を目指します。特に関わりが深いのが、「地域まちづくり計画」等の住民自治活動の計画であり、これらの計画にもとづく様々な事業の中で地域福祉が推進されることから、市民が自ら計画し行動する具体的な地域福祉活動を盛り込む必要があります。(位置づけ図参照)

< 伊賀市地域福祉計画の位置づけ >



3. 計画期間

平成18年度から平成22年度の5年間とします。

また、計画推進の委員会を設置し、計画の的確な進行管理に努めます。

なお、社会情勢の変化に対応するとともに計画実施推進結果の評価によって明らかになる問題点の改善を図るため、計画の始期から3年を経過した平成20年度に、計画の見直しを行います。

4. 策定体制

(1) 計画策定組織

新市建設計画に謳われた「伊賀市の将来像」と総合計画に定められた「まちづくりの基本理念」を踏まえ、地域福祉を推進するため、次のとおり策定のための組織を設置しました。

地域福祉計画策定委員会の設置

保健・医療・福祉・教育関係者、市民団体等の代表者、学識経験者、公募委員など23人で構成する策定委員会を設置し、5回にわたって地域福祉計画案の審議を重ねました。

地域福祉計画テーマ別委員会の設置

市民から委員を公募し、地域福祉を 福祉でまちづくり委員会 福祉サービス委員会 住民参加委員会 協働委員会の4つのテーマ別に分け、各委員会活動を通じて、地域福祉の現状や課題を学習し検討しました。

また、全体会を開催し、進捗状況の報告を行い各委員会の連携を図りました。市民自らが考え、市民が検討した結果を策定委員会に提言しました。テーマ別委員会委員は計132名で、委員会は40回開催し、延べ570名の委員が参加しました。

地域福祉計画策定検討委員会の設置

計画策定にあたり、庁内等の連携を図る組織として、健康・福祉分野のほか教育や管理部門など地域福祉の政策に関わる部課長28名で構成する検討委員会を設置しました。

関係部署間の総合的な調整を行うことや計画案に関する合議を諮りました。委員会は、計3回開催しました。

地域福祉計画プロジェクトチームの設置

計画策定にあたり、庁内体制として、各課代表者で構成するプロジェクトチームを設置し、各部署が管轄する分野別計画との連携を図りながら、テーマ別委員会が地域福祉計画策定に向けて円滑に活動できるようサポートを行うとともに策定検討委員会の支援を行いました。

(具体的役割)

- ・地域福祉に関係する情報の収集
- ・アンケート調査実施
- ・ニュースレター(活動状況)発行等の広報事業
- ・テーマ別委員会活動への支援
- ・地域福祉計画の検討

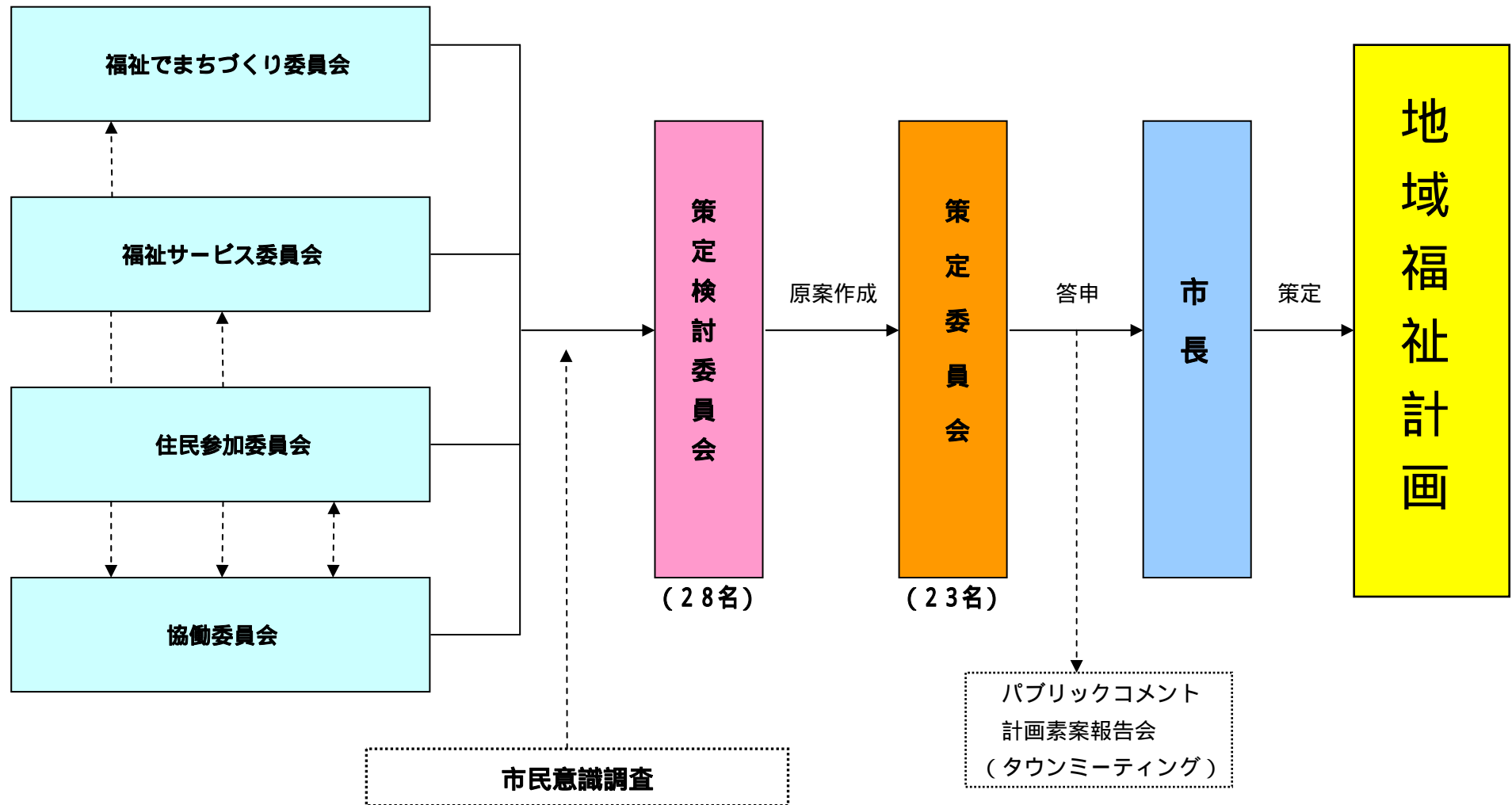
地域福祉計画策定作業部会の設置

福祉政策課及び支所健康福祉課所属のプロジェクトチームのうち各テーマ別委員会の事務局担当者、社会福祉協議会職員、計画策定サポーターで構成。

(具体的役割)

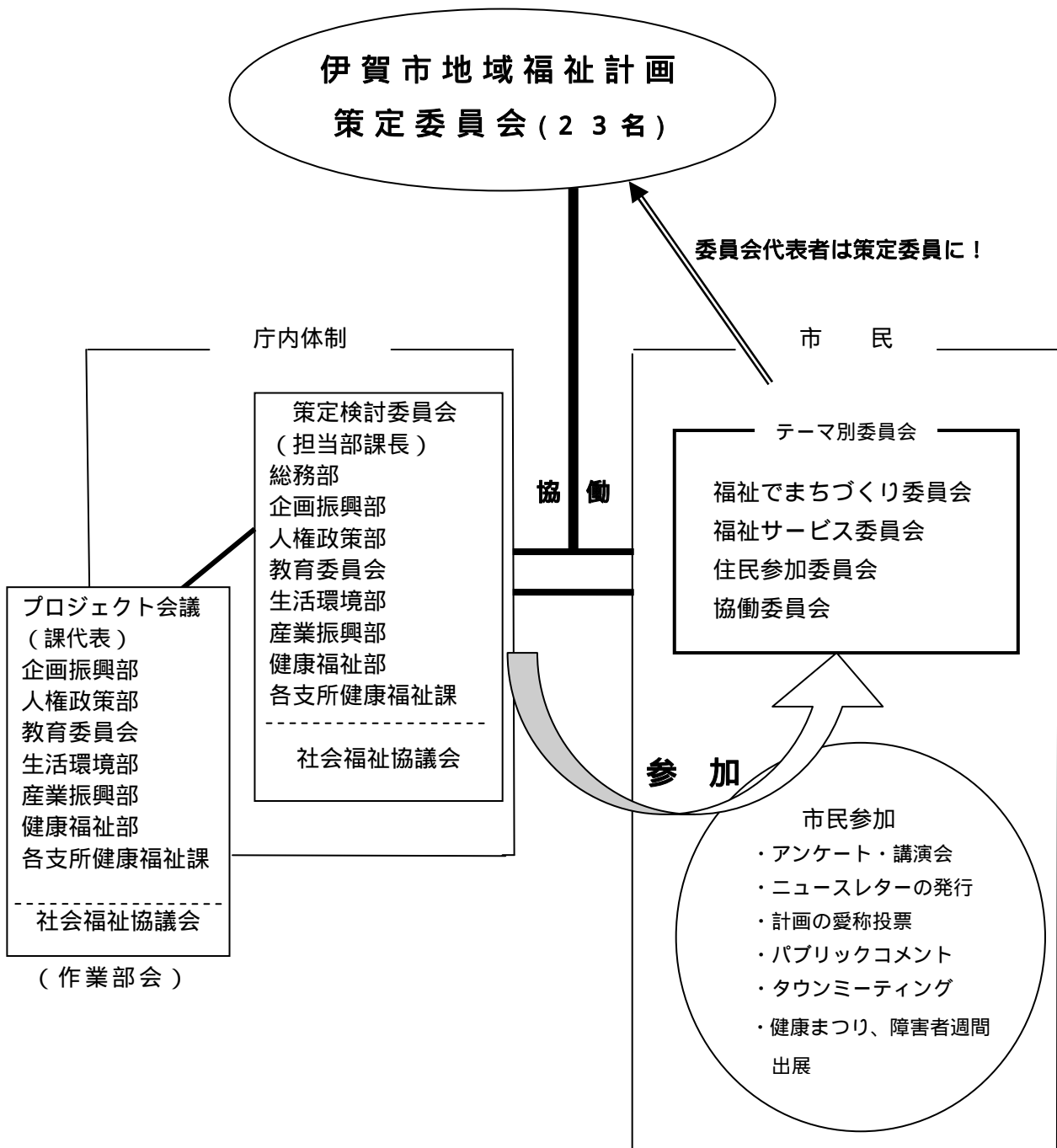
- ・計画策定に関して、関係部署間の調整を支援する。
- ・プロジェクト会議の円滑な進行やチーム活動の調整を行う。

地域福祉計画策定の流れ



* 各委員会に計画活動サポーターを1名・プロジェクト事務局職員を4名ずつ配置

< 策定体制 >



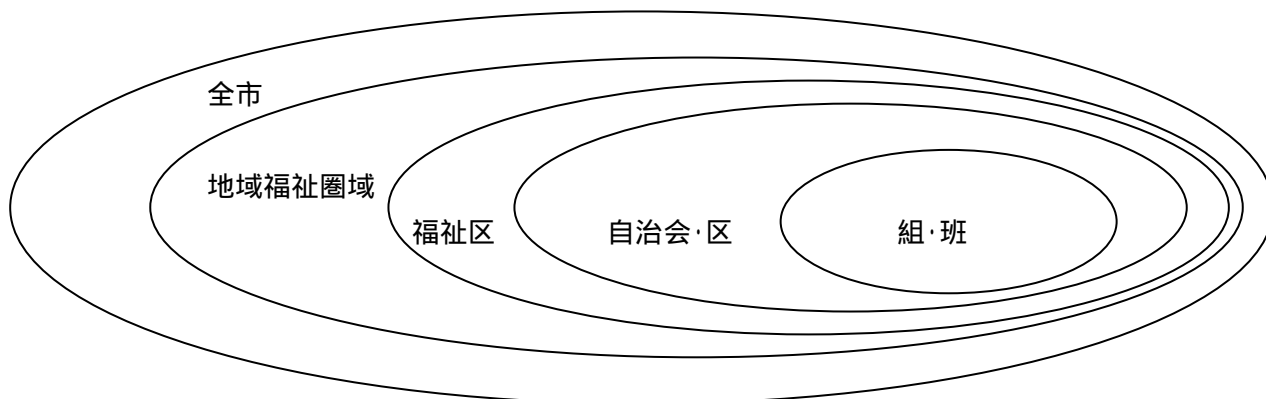
5. 圏域の考え方について

(1) 地域福祉計画の圏域設定

伊賀市は 558.17 平方キロにおよそ10万人が暮らしています。地域ごとに生活の歴史や文化、抱える課題が異なります。市民が福祉に参加して課題を解決するためにも一定の範囲を考慮する必要があります。最小単位は住民組織としての組や班(近隣)、住民自治活動の単位として自治会(小地域)があり、住民自治活動の拠点施設がある範囲(福社区)、総合相談窓口や福祉施設がある範囲(地域福祉圏)、さらに全市が考えられます。地域の範囲が小さければお互いの顔や名前もわかりやすく、支援のしやすさとしては望ましい単位なのですが、複雑な課題を解決することが難しい場合があります。

伊賀市では、全国的にも先進的な伊賀市自治基本条例を制定され、市民が地域まちづくりに参加する気運が高まっています。行政と市民が、それぞれ役割分担を明確にし、地域福祉推進を考えていくことが大切です。その意味で、総合計画と地域福祉計画の整合性、連動が必要となります。また、地域福祉計画は、保健・福祉に関する分野別計画を「相互につなぐ役割」があります。つまり分野別計画、地域福祉計画、総合計画の3つを関連させることが重要です。

- ・第1層 **全市**
市全体の調和を保ちながら地域福祉を進める圏域
市全体を対象とした総合的な施策の企画・調整
- ・第2層 **地域福祉圏域**
地域での自立生活を営むため、課題を解決するための人材や施設、サービスなどの資源が一定の範囲にある圏域
- ・第3層 **福社区**
市民センター、公民館、学校など活動の拠点施設がある圏域
住民自治協議会等の住民自治組織を基本に、市民相互の支援のための身近な相談、地域福祉活動の取り組みを主体的に展開
- ・第4層 **自治会・区(小地域)**
自治会や区、地区社会福祉協議会など各種団体や組織がまとまっている圏域
ふれあいいきいきサロン(2)など日常的支援の基礎的な範囲
- ・第5層 **組・班(近隣)**
支援を必要とする人の発見・見守り・災害時の応急支援の基礎的単位



(2) 今後の課題

地域福祉圏域は人口およそ1～2万人程度の範囲で設定することが理想的とされており、伊賀市では今後、どの範囲で設定するのが適当であるかを考えていかなければなりません。より身近な地域で支え合いや濃密なサービスが利用できるようにすることと、もう一方で合併したスケールメリットを地域福祉の中で活かす必要があります。

一方、本市の福祉関連計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、既存の行政区画(旧市町村の枠組み)を外し、均等に介護保険サービスを供給することをめざして7つの生活圏域を設定しています。しかし、福祉への市民参加、フォーマル又はインフォーマルサービスの(3)提供、総合的な相談支援の窓口の確保などの課題を整理し充実していくために、本計画では、地域福祉圏域を、行政区画と同一とします。

第2章 伊賀市の概況

1. 人口・世帯について

伊賀市の人口は、年々増加する傾向にあり、昭和55年から平成17年までの間に7.9%増となっています。あわせて、伊賀市の少子高齢化は顕著であり、下表のとおり昭和55年から平成17年にかけて年少人口は26.6%減少しているのに対して、高齢者人口は83.2%増となっており、平成17年の年少人口、高齢者人口の総人口に占める割合は、それぞれ12.9%、24.6%となっています。

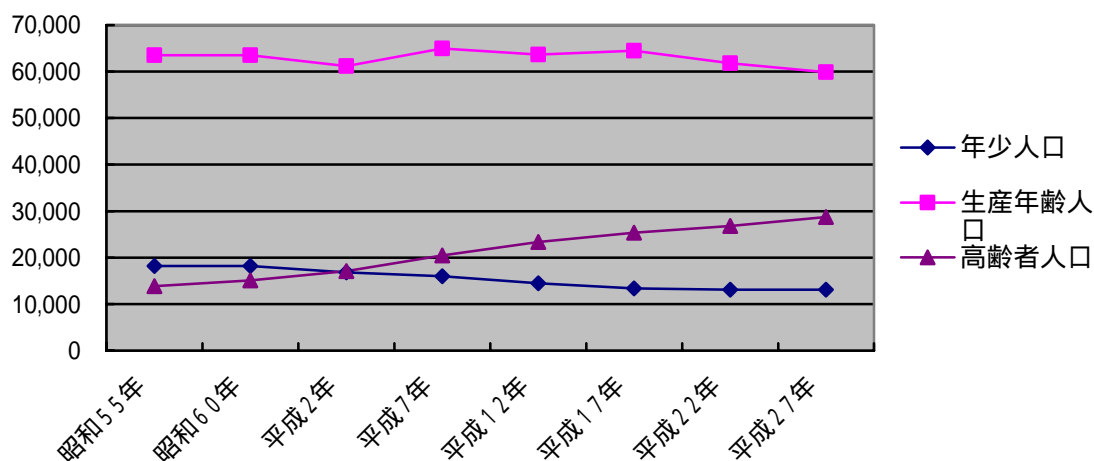
今後は、生産年齢人口の比率は低下を続け、一方で高齢者人口の比率が上昇し急激な高齢化が進展すると見込まれます。

また、人口増加を上回る割合で世帯数が増加し、1世帯あたりの人員は減少しており、核家族化が一層進んでいます。

表 年令3区分別の人口推移

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	18,207	18,218	16,780	15,973	14,492	13,356	13,100	13,000
	構成比(%)	19.0	18.8	17.2	15.7	14.3	12.9	12.9	12.8
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	63,525	63,542	61,157	64,940	63,660	64,488	61,800	59,900
	構成比(%)	66.5	65.6	62.6	64.0	62.7	62.5	60.8	59.1
高齢者人口 (65歳以上)	実数(人)	13,849	15,086	17,053	20,490	23,366	25,383	26,800	28,700
	構成比(%)	14.5	15.6	17.4	20.2	23.0	24.6	26.3	28.2
総 数	実数(人)	95,582	96,846	97,752	101,435	101,527	103,227	101,700	101,600
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総世帯数(世帯)		25,238	26,391	27,724	30,797	32,730	37,921		
1世帯あたり人口(人)		3.78	3.66	3.52	3.29	3.10	2.72		

資料：昭和55年～平成12年国勢調査
平成17年 住民基本台帳及び
外国人登録(9月末)
平成22、27年伊賀市総合計画



2. 福祉の現状

(1) 高齢者

介護保険制度の開始当時に比べ、介護度が軽度の方を中心として要介護(要支援)認定者数は急増しており、今後も高齢者人口の増加により介護保険制度の利用者は増える見込みです。このため、保健・福祉・医療等関連分野の間の連携を深め各予防関連事業の相乗効果を発揮できるようにするとともに、地域での市民の自主的な健康づくり活動を広げていく必要があります。

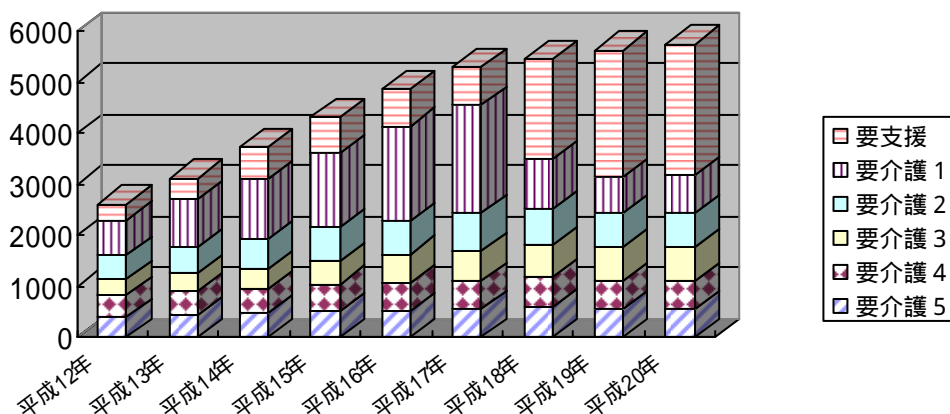
また、介護予防については、対象者一人ひとりの身体及び生活状態に着目したマネジメントを継続的に実施し、要介護認定者については、状態の改善をめざして身近で適切かつ効果的なサービスを受けられる体制を整備していく必要があります。

表 介護保険 要介護(要支援)認定者数

(単位：人)

区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
要介護 5	387	432	462	504	513	530	575	535	530
要介護 4	431	453	481	532	535	553	586	557	552
要介護 3	332	365	388	462	578	613	639	663	676
要介護 2	473	514	581	647	652	739	716	671	665
要介護 1	668	931	1,176	1,451	1,858	2,104	971	718	749
要支援	317	424	644	724	726	755	1,983	2,486	2,573
計	2,608	3,119	3,732	4,320	4,862	5,294	5,470	5,630	5,745

資料：介護保険事業計画（毎年10月末現在）



(2) 障がいのある人

障害者手帳をもつ人は市内で5千人を上回っており、人口の約5%を占めています。

障がいのある人・障がいのある子どもを取り巻く状況は年々大きく変わりつつあり、障がいの重複化や多様化の傾向がみられます。さらには、社会情勢の変化や価値観の多様化、障がいのある人とその家族の高齢化が進むとともに、人間関係の希薄化や核家族化をはじめとする家族形態の変化により、介助・支援機能が低下しています。

平成18年4月に、障害の区分にかかわらず共通のサービスが受けられ、障がいのある人の自立と社会参加を支援するよう、「障害者自立支援法」が施行されました。今後は、法にもとづく保健福祉サービスの一元的な提供に向けて『伊賀市障害者福祉計画』(4)を策定し、地域の実情に応じた施策・事業

展開を図ると共に、障がいのある人が安心して身近な地域で生活を営んでいけるケア体制づくりが必要です。

表 身体障害者手帳交付数（平成17年4月1日現在）（単位：人）

区分	視覚		聴覚・平衡		肢体		音声・言語・そしゃく		内部		計	
	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児
1級	80	3	5	0	240	24	1	0	457	12	783	39
2級	113	0	130	7	499	24	4	0	6	0	752	31
3級	45	0	103	2	618	9	23	0	188	2	977	13
4級	37	0	122	1	816	5	24	0	245	5	1,244	11
5級	61	0	11	0	518						590	0
6級	76	1	250	3	243						569	4
計	412	4	621	13	2,934	62	52	0	896	19	4,915	98

資料：伊賀市社会福祉事務所

表 療育手帳交付数（平成17年4月1日現在）（単位：人）

区分	A（最重度・重度）	B（中度・軽度）	計
知的障害者（18歳以上）	215	202	417
知的障害児（18歳未満）	42	86	128
計	257	288	545

資料：伊賀市社会福祉事務所

表 精神障害者保健福祉手帳交付数等（平成17年3月31日現在）（単位：人）

区分	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳交付数	31	137	25	193

資料：伊賀保健所

区分	計
精神障害者通院医療費公費負担申請者数	1,064

資料：伊賀保健所

(3)子ども

わが国の合計特殊出生率は、平成15年現在1.29、三重県では1.35と依然として少子化の傾向にあり、本市も同様の推移を示しています。こうした少子化の背景には、仕事と子育ての両立や子育ての負担の増大、晩婚化や未婚化の進行などがあり、将来に向けて、労働力人口の減少、高齢化による現役世代の負担の増大、地域社会の活力の低下、子どもの健全な成長への悪影響などといったことが懸念されています。

少子化が進むなかで、児童の健やかな成長を育むためには、明るく暖かな家庭づくりはもとより、社会全体で支援していく観点から家庭や地域の機能を支えるためのしくみを構築していくことが重要となってきます。次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される社会づくりを推進する

ため「輝け！いがっ子応援プラン 伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画」(平成17年3月策定)に基づき、行政、市民、関係者が認識を共有し、協働して計画的に事業に取り組むことが必要です。

出生状況の推移

区 分		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
出生数(人)	伊賀市	882	868	838	873	837	796
出生率(‰) (人口対千人比)	伊賀市	8.7	8.5	8.2	8.6	8.3	7.7
	県	9.7	9.4	9.5	9.2	9.4	9.0
	国	9.6	9.4	9.5	9.3	9.2	8.9
合計特殊 出生率	上野	1.44	1.48	1.50	1.47	1.44	1.40
	伊賀	1.57	1.46	1.54	1.29	1.31	0.97
	島ヶ原	1.39	1.38	1.29	1.93	1.05	1.31
	阿山	1.66	1.72	1.77	1.21	1.29	1.40
	大山田	1.13	1.35	1.28	1.67	1.00	1.47
	青山	1.43	1.13	0.97	1.45	1.06	1.18
	県	1.43	1.38	1.48	1.38	1.40	1.35
	国	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29

資料：伊賀市社会福祉事務所

子育て支援センターの設置状況

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
2か所	3か所	4か所	5か所	5か所	6か所

資料：伊賀市社会福祉事務所

3. 地域福祉活動の現状

(1) 各地区住民自治協議会

現在、地方分権化の流れの中で、福祉サービスは市民の生活により身近な範囲で提供される方向で進んでいます。伊賀市では、「自治基本条例」にもとづき、誰もが自由に参加しながら身近な地域で課題を出し合い解決できる場として、共同体意識の形成が可能な一定の地域に住民自治協議会()が設置されています。これまでの自治会単位ではできなかったより広い地域との連携や他の団体との連携などにより、大きな視野に立ったまちづくりを目指す中で、市民が自ら多様な課題に取り組むこととなっています。地域福祉活動についてもそこに住む市民自らが地域の課題を出し合い、地域の特性も活かしながら解決に向けた取り組みを行うなど、福祉区としての役割も担うこととなります。

(2) 民生委員児童委員・主任児童委員

本市においては、民生委員法・児童福祉法にもとづく「民生委員児童委員」が、市内全域に295人配置されています。「民生委員児童委員」は、特に社会福祉関係の資格は必要とされてはいませんが、社会福祉の増進に熱意のある民間奉仕者として、それぞれの担当する区域において地域住民の生活実態や諸問題の把握、あるいは解決のための訪問活動、心配ごとや悩みごとを持つ市民に対するの相談・助言、市民への社会福祉制度やサービスの情報提供などを行っています。

「民生委員児童委員」は、地域住民と福祉関係機関などとのパイプ役的存在として重要な役割を果たしてきていますが、市民の福祉ニーズを各種制度、組織、あるいは人材につなげるという個別的な対応と、地域住民との組織化活動の担い手としての両面の役割を担っています。また、「民生委員児童委員」の中で児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が30人配置され、「民生委員児童委員」と一

体となった地域活動を展開しています。

しかし、これまでは合併の特例によって認められてきた定数が、時期改選期の平成 19 年 12 月からは人口規模に応じた定数に変更されることから、大幅な減員となることが予想されます。民生委員児童委員が行ってきた機能低下を防止する取り組みが課題です。

(3) 健康の駅長(健康づくり推進員)

本市においては、健康づくりの円滑な推進と地域住民の健康づくりの推進をはかるため「伊賀市健康づくり推進条例」第 7 条に基づき「健康づくり推進員」を市内全域に 81 名を任命しています。その愛称を「健康の駅長」(以下「駅長」と呼びます。

駅長は資格や年齢は問わず、地域ブロック代表の推薦及び市民公募により平成 17 年 6 月に市から委嘱されています。健康の駅長養成講座を受講し、健康づくりの基礎知識や普及方法を習得して地域にもどり、活動場所を地区公民館、地区集会所において地域活動の協力者・支援者として活動を行っています。又、駅長は全市の「健康の駅長連絡会」を設立して、健康づくりの広報紙の発行や健康づくり事業の協力等を行い、行政、地域の諸団体などとの交流・連携を図り、健康づくりを推進しています。活動し始め間もない状況ですが、地域住民のニーズを把握して、健康づくりのリーダーの役割を担う駅長は地域に根ざした活動を進め、地域の身近な相談者・協力者・支援者として、今後も一層期待されます。

< 健康の駅長の主な仕事 >

- ・健康づくり事業の実施
- ・学習会・研修会・視察等の開催
- ・「健康づくり推進員」の周知
- ・地区活動への支援
- ・地域住民への健康づくり活動

(4) ボランティア活動

近年、高齢者が介護予防のために集うサロンの実施をはじめとして、地域で積極的に活動するボランティア団体や個人での登録者数も増加しており、福祉、環境、教育などさまざまな分野で多数の市民が参加しています。

表 ボランティア・市民活動センターの登録者・団体数

区分		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
個人		1,714	1,852	1,961	2,032	2,166	2,245
団体	団体数	171	186	207	236	244	270
	登録者数	6,290	7,058	6,982	8,106	8,466	9,404

毎年度 3 月末日現在

(5) NPO(特定非営利活動法人)

平成 10 年 10 月の NPO 法(特定非営利活動促進法)の施行により、ボランティア団体や市民活動団体も法人格を取得できるようになり、伊賀市内においても平成 18 年 4 月現在 28 の団体が組織されており、それぞれ福祉、環境、芸術などさまざまな分野で活動しています。

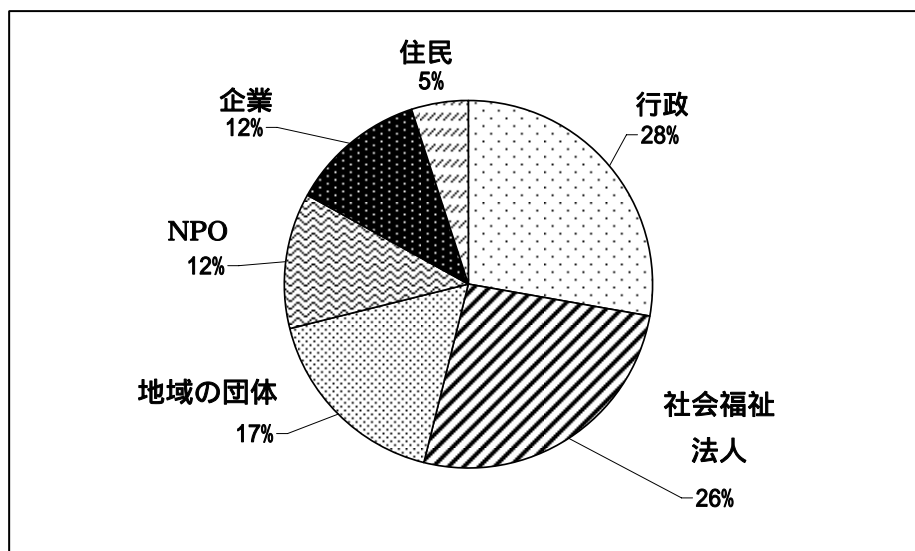
今後も認証件数の増加が見込まれ、公的なサービスでは対応しきれない市民の困りごとなどに支援の手を差し伸べるなど、きめ細かく柔軟な対応が可能のため、民間サービス事業者の 1 つの形態として市民生活に今後もますます浸透していくことが期待されています。

4. 市民意識調査から見てきた福祉課題

計画策定にあたって、平成17年7月に市民意識調査を実施しました。対象は、伊賀市にお住まいの15歳以上の方から無作為に2千名を抽出しました。回収率は47.0%でした(内訳は男性42.9%、女性56.6%、回答者のなかで60歳以上は47.8%) こうしたデータに基づいて市民の皆さんの福祉意識を踏まえた地域福祉の推進が必要です。

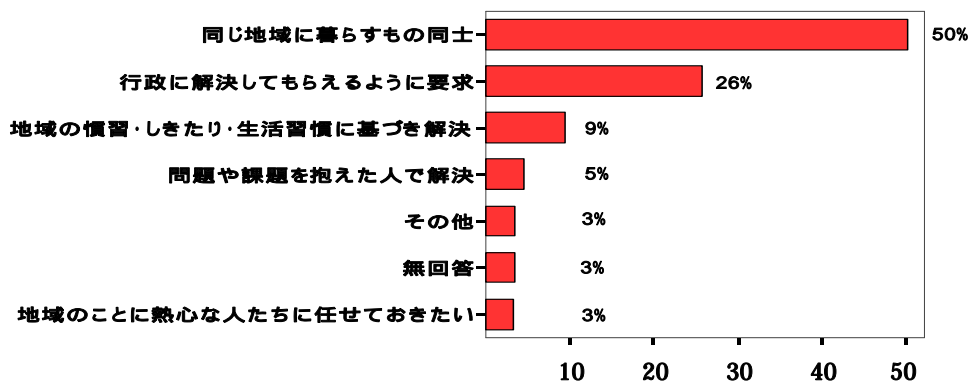
(1) 福祉サービスの総合的な相談・連携体制の必要性

福祉サービスを今後どのような形態で担っていくべきと思いますか？



今後の福祉サービスを誰が担うかについてきいたところ、「行政」や「社会福祉法人」が52%、それ以外の「住民」「地域の団体」「NPO」「企業」が合わせて51%でした。従来、行政・社会福祉法人で担ってきた福祉サービスの担い手は、さまざまな住民活動や企業等の参入により、多様化してきていることが見られます。

居住地域で生活に関わる問題や課題が生じたらどうしますか？



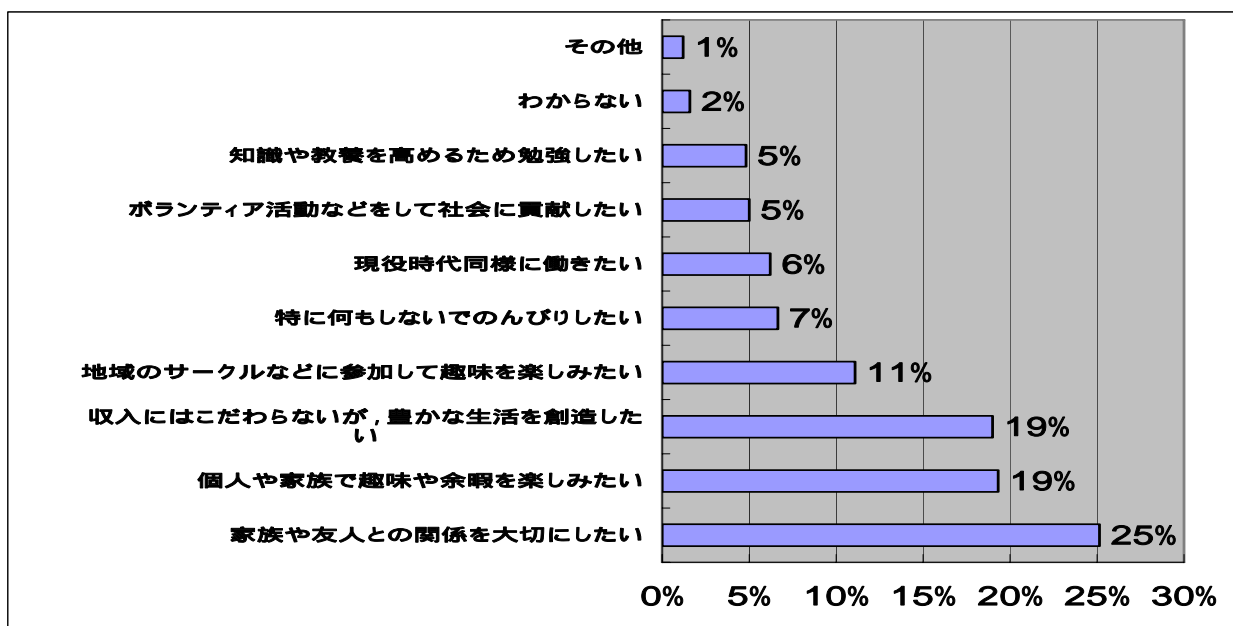
居住地域での生活にかかわる問題は、その地域に住むもの同士で解決していくべきであるという方が50%で、住民活動が重要視されていることがわかります。「地域の問題は、地域で」という傾向がみられます。

これらのことから、ニーズの多様化、福祉サービス提供主体の多様化が理解できます。今後、ニーズに適した福祉サービスを提供していくためには、様々な主体の連携・情報交換の場が必要になると考えられます。また、福祉サービスを利用する住民に対しても、様々な媒体で情報提供をしていく必要があります。そのために、行政・福祉サービス提供者は、地域の生活課題などの状況を正確に把握する必要があります。

今後は、住民が相談をして適切に福祉サービスに結びつけるような、総合相談の仕組みづくり、住民への情報提供、福祉サービス提供者の情報収集と共有の3点が必要であると考えられます。

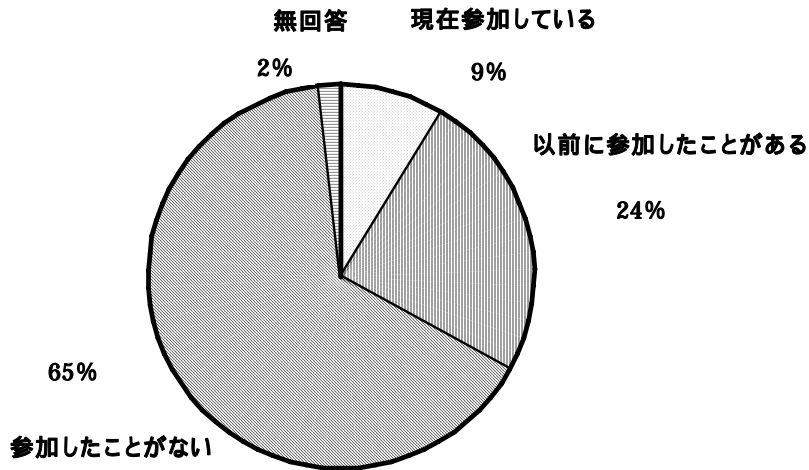
(2) 住民活動支援と福祉学習の必要性

高齢期の過ごし方



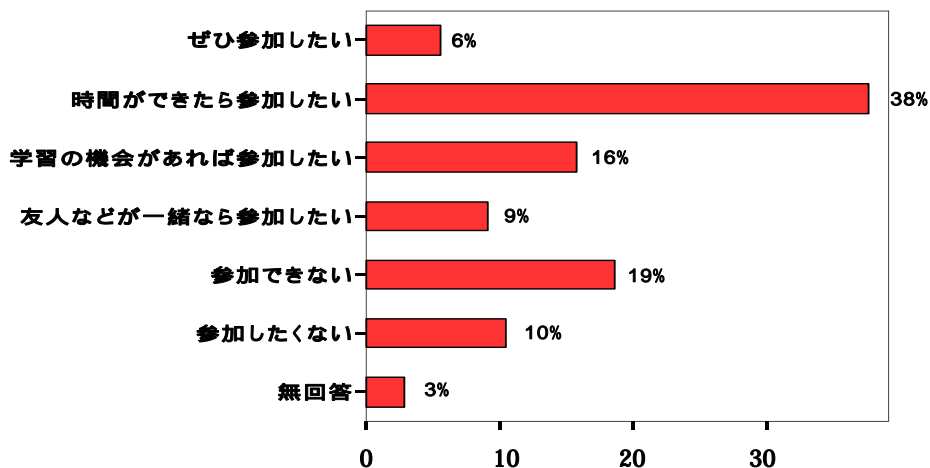
高齢期の過ごし方について、家族との余暇の充実、また地域活動への積極的な参加をしていきたいなどの回答が目立っていました。こういったことを踏まえて、今後は、生涯学習の充実や地域活動への参加促進が求められています。

福祉に関するボランティア活動に参加したことがありますか？



ボランティア活動に「参加したことがない」という方が約65%を占めていました。「参加している」「以前参加していた」をあわせると約33%でした（年齢による差は見られませんでした）。

今後、福祉に関するボランティア活動に参加したいと思いますか？



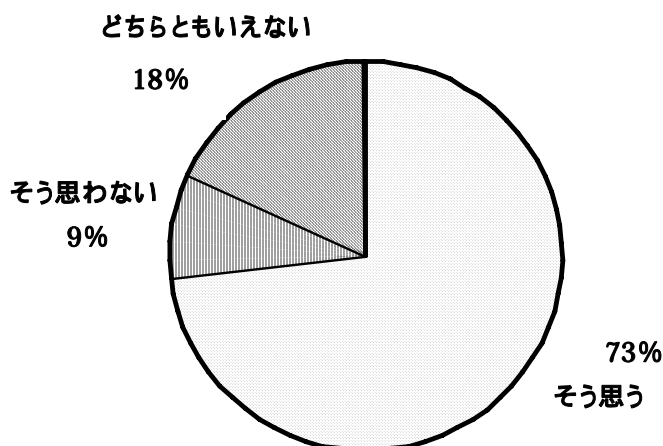
どのような条件がそろえば、福祉に関するボランティアに参加できるかという設問では、「時間ができたら」「友達と一緒になら」「学習の機会があるなら」という方が約60%でした。

今後は、ボランティア活動などに興味を持っている方への参加の機会や情報の確保が必要となります。また、3割程度いる「活動に興味・関心のない方」への呼びかけも重要です。

上述したとおり、居住地域での生活にかかわる課題は地域住民が中心に対応するという回答が一番多く、住民活動の重要性が現れています。今後は、多様な住民活動に関して、金銭的な援助だけでなく、情報共有の場づくりや相談のしくみづくりなど、行政・社協による対応が一層求められます。さらに、行政・社協・住民が協働した活動支援の検討・福祉学習の検討を行っていくことも重要です。

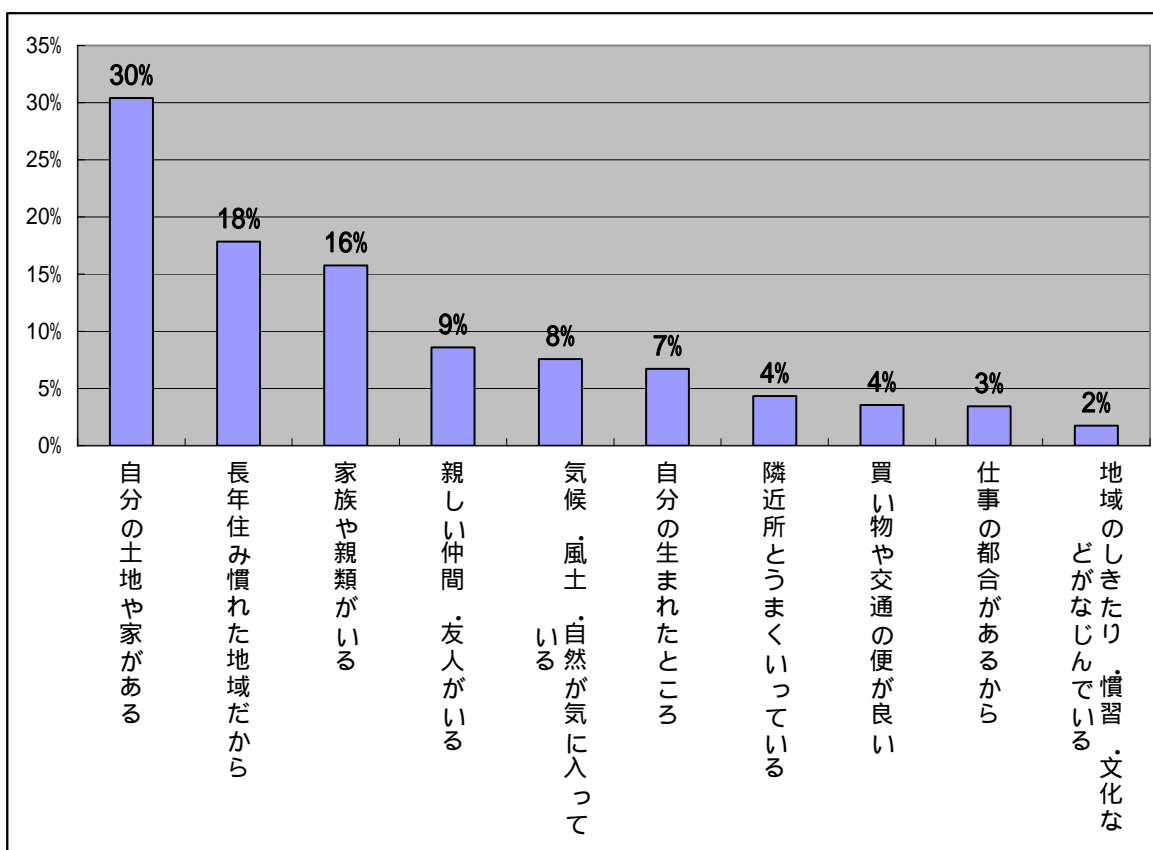
(3) 住民の定住意向と地域活動について

現在住んでいる所(伊賀市内)に住み続けたいですか？



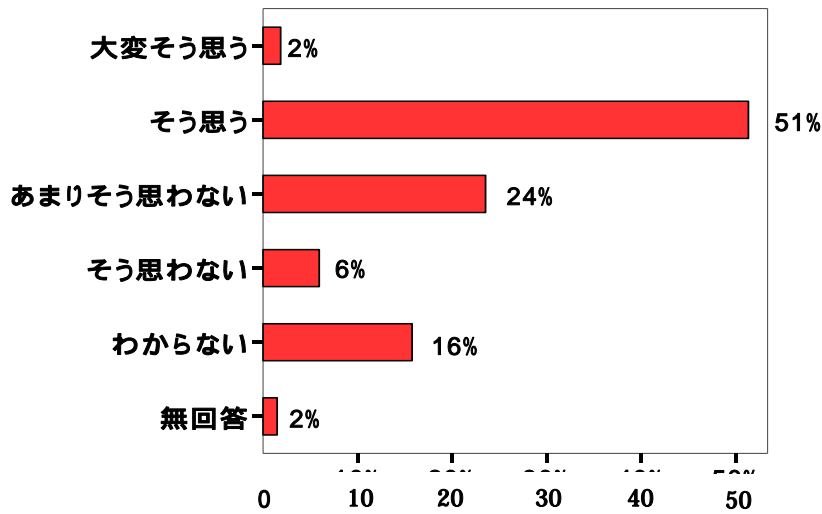
現在、住んでいる地域に住み続けたいかどうかをお聞きしました。そう思う(住み続けたい)と答えた方は、73%でした。アンケート回答者には居住年数が長い方が多く、定住意識に結びついていると考えられます。

住み続けたい理由は何ですか？



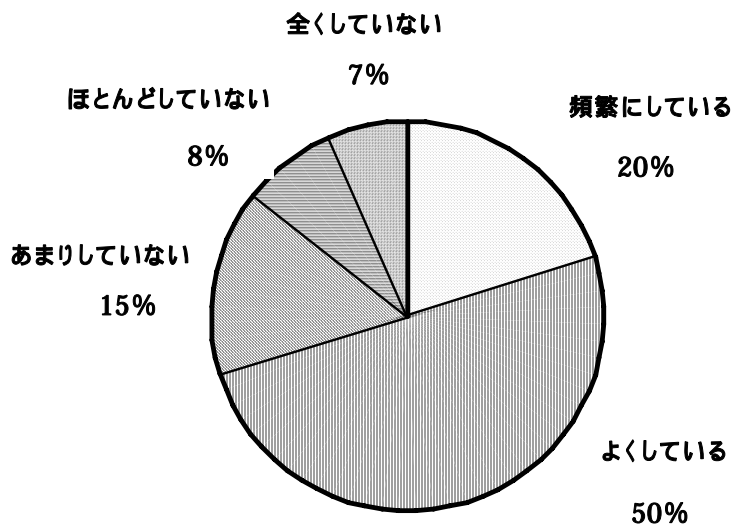
住み続けたい理由をお聞きしました。多かったのが、「自分の土地や家がある」「住み慣れている」「家族・親類がいる」「友人がいる」で、地縁・血縁関係の強さが伺えます。

地域住民はお互い助け合っていると思いますか？



住民同士の助け合いの程度についてお聞きしました。過半数の方が、住民同士の助け合いはできていると感じています。

地域行事や活動などに参加・協力していますか？



「地域行事・活動への参加」に関しては、70%以上の方が積極的に協力・参加しているとされています。比較的、住民自治活動などへの参加・地域内での役割分担が行われている結果だと考えます。

これらのことから、伊賀市の住民自治活動は、活発であることが考えられます。そして、新たに住民自治組織として設置された「住民自治協議会」は、地縁組織や様々な住民活動との連携が必要になってきます。

今後は、この住民自治協議会間の情報共有などを目的とした連絡会議の機能が求められます。特に、地域福祉に関していうと、福祉部会を中心とした連絡体制の構築が急務です。

(4) まとめ

以上のように、市民意識調査の結果からは、総合的な相談体制、福祉情報の提供、市民活動の支援と参加を促進する機会の拡充、住民自治組織の連携および支援、の4点の重要性が浮き彫りになりました。このことから、福祉サービス、住民活動、そして住民のニーズの多様化への対応が求められています。

今後は、これらの課題への総合的な対応として、様々な機関・団体によるネットワークの確立が必要です。住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるように、全市～近隣の第1層から第5層の階層ごとに役割分担し、連携していくべきだと考えられます。

5. 地域福祉の課題

経済的不況などの複雑化した社会状況の中、近年の少子化、高齢化、世帯人員の減少、共働き家庭の増加、離婚等さまざまな要因により家庭扶助機能が弱体化してきています。それに伴い、地縁による助け合い意識が薄れ、市民一人ひとりの福祉ニーズは多様化するとともに複合化する傾向にあります。これらのニーズに的確かつ柔軟に対応するためには、行政施策と併せて、地域における市民が主体となった様々な形の地域福祉活動が必要となっています。つまり、伊賀市では、自治基本条例に定められた「協働」のもと、福祉でまちづくりを行っていく体制づくりが求められます。

一方、伊賀市のボランティア団体・NPO法人などの総数は年々増加傾向にあります。しかし、その活動への参加は市民意識調査の結果によると、3割程度に止まり、その内、現在参加している方は1割弱でした。社会的状況を踏まえ、伊賀市の中でも地域福祉活動の活発化が求められます。そのためには、人材の育成・参加の呼びかけが重要です。

また、要介護高齢者は、全体的に増加傾向にあります。今後は、介護予防事業の充実を図る必要がありますが、それに伴い、サービスの質と量の確保だけでなく、福祉サービス提供者の連携体制や総合的な対応が求められます。市民意識調査の結果からも、福祉サービスの担い手は、旧来からの行政や社会福祉法人だけでなく、市民、NPO法人などの新たな担い手が必要であるという回答が過半数を占めていました。これは、地域の課題に対し、市民自身が、市民活動の重要性を認識しているものといえます。具体的な事例として、介護予防に重要な役割を持つ、「ふれあいいきいきサロン」は伊賀市内で現在、約140箇所あり市民主体で積極的に活動を行っており、今後の各地域の市民活動も積極的に評価していくことが必要になってきています。

地域の課題は、高齢者だけでなく、障がいのある人や子育て、外国人住民等への支援体制の充実についても求められており、社会保障制度体系が大きく変わろうとする中、社会資源の確保するために地域福祉活動に積極的に加わり、地域での自立生活の支援を行っていくべきだと考えます。

今後は、福祉区単位で住民自治組織による計画的な地域福祉が推進されると考えられます。その際には、地域社会の多様な人々が地域福祉の主体となり「参加・参画」「協働」していくことが求められます。また、地域資源の有効活用をしていくための環境整備も必要です。

第3章 地域福祉計画の理念

伊賀市の新しい総合計画では、将来像を「ひとが輝く 地域が輝く ～住み良さが実感できる自立と共生のまち～」と定め、その基本理念には、1. 「市民」が主体となり地域の個性が活かされた自治の形成、2. 持続可能な共生地域の形成、3. 交流と連携による創造的な地域の形成を掲げています。

このことを基本として、地域福祉を推進していくために、地域福祉計画では、次の5つの理念を掲げました。

共： 新 しい 自 治
安： 安 住 の 地 域 づ くり
参： 高 参 加 ・ 高 福 祉
転： 福 祉 で ま ち づ くり
連： 協 働 の し く み

この5つの理念は、多くの市民と伊賀市らしい地域福祉のあり方を協議するなかで整理されてきました。今後は、地域福祉の推進にあたって常に意識しながら、その実現にむけて努力していきます。



共

新しい自治

伊賀市では、市民が主役となった自治を実現するため、平成16年12月24日に、伊賀市自治基本条例が公布・施行されました。自治基本条例は、伊賀市の憲法とも言うべき最高規範であり、補完性の原則に基づき、地域内分権を進めるため、住民自治協議会を中心とした新しい自治のしくみを明記している点で、日本における自治基本条例の中でも最も進んだ条例の一つとして高く評価されています。

地域福祉計画を策定するにあたって、伊賀市自治基本条例の理念を尊重し、三重県が推進している「新しい時代の公」の考えをも取り入れ、伊賀市としての「新しい自治」のスタイルを提案していきます。

伊賀市の地域福祉計画が他市町村の地域福祉計画と大きく違う点は、地域福祉を実践するにあたって、自治基本条例に位置づけられている住民自治協議会をはじめとする住民自治組織の活動と連携し、地域まちづくり計画等の住民自治活動の計画に地域福祉計画の具体的な活動内容が反映されることで、さらに地区別計画や総合計画に反映されていく循環するしくみを創るという点です。

「共」というキーワードには、自治基本条例に位置づけられている「新しい時代の公共」や「情報の共有」、外国籍住民が4%を超えているという「多文化共生」、差別や偏見をなくす人権都市としての「共同参画」といった理念が包含されています。

基本目標

ともに育む伊賀流自治の創造

基本施策

一、「安」「参」「転」「連」を包含する「新しい自治」の創造



安住の地域づくり

誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることは、地域福祉計画の最も基本となる理念です。これまで行政施策として福祉・保健・医療などの様々なサービスを提供してきましたが、介護保険制度や障害者支援費制度の導入や、社会保険制度の改革等により、措置から契約へ、与えられるサービスから利用するサービスへと変わってきました。

伊賀市地域福祉計画では、公的(フォーマル)な福祉・保健・医療サービスと非公的(インフォーマル)な地域福祉活動を総合的に展開できるようにし、さまざまな個人や地域の生活課題を発見し解決していく総合相談機能を確立し、誰もが利用しやすいサービスにしていくことを提案していきます。「安」というキーワードには、「安全」「安心」という理念だけでなく、伊賀市民すべての人々に対して使いやすい、暮らしやすいという考え方、いわゆる「ユニバーサルデザイン(5)」(利用がたやすいという意味での「安易」)という理念があります。そして、伊賀市を「安住」の地として「やすらぎ」をもって生きていけるまちにしたいという思いがあります。

基本目標

安心して暮らせるための福祉サービスの推進

基本施策

- 一、地域密着型総合相談支援システムの構築
- 二、安全に暮らせる防犯・防災・交通システムの確立
- 三、権利擁護の地域ケアシステムの構築
- 四、公的福祉サービスの質の向上と拡充
- 五、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

参

高参加・高福祉

地域福祉計画を推進するためには、「住民参加」は不可欠です。「安全・安心」を確保するためには、財源が必要で、そのためには市民の財政的負担を伴います。世界の中で考えた場合、北欧諸国に代表されるような「高負担・高福祉」という政策があります。教育費や医療費、老後の保障はすべて国家が負担してくれるという理想的な福祉国家は、所得や消費における高い税負担の上に成り立っています。一方、自己責任型の考えに立つ国々は「低負担・低福祉」という政策により、国民一人ひとりが自己責任において人生設計を行うこととしています。それに対して日本は、「中負担・中福祉」という政策を採用しています。

伊賀市の地域福祉計画では、「高福祉」を獲得するための手段は「高負担」だけではないという発想を持ち、地域住民一人ひとりの知恵と汗を結集し、参加する相乗効果により財政的負担を軽減し、同時に住民参加によって地域福祉力を高め、高福祉を実現する「**高参加・高福祉**」を目指します。

その実現のためには、現在、ボランティア活動や市民活動、自治活動に参加している人々の活動を促進するしくみとともに、多くの無関心層の市民の参加を促進するしくみを提案することが重要と考えます。

市民参加が促進されることにより、地域福祉力(コミュニティ・エンパワーメント(6))が向上し、自治基本条例が目指している“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちを構築することができると考えられます。

基本目標

地域福祉に関する活動への住民参加の促進

基本施策

- 一、高参加を実現するための情報発信の推進
- 二、地域福祉の担い手となる人材の育成支援
- 三、活動団体が活性化するための支援

転

福祉でまちづくり

地域福祉計画の策定目的は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する」という新しい社会福祉の理念を総合的かつ計画的に推進し、共に支え合い、共に生きる地域社会の構築を目指すことです。そのためには従来の福祉観を「転換」していく必要があります。つまりかつての福祉の考え方は、誰かのためにしてあげるという一方的、恩恵的、慈恵的なものでした。ところが、それでは対等な市民同士の共生社会には至りません。これからは福祉を積極的にとらえて、共生の社会をつくっていくことで、豊かなまちづくりにつなげていく必要があります。

伊賀市地域福祉計画では、福祉を一つのチャンスとしてとらえ、「福祉でまちづくり」を考えていくという積極的革新思考を取り入れます。従来の地域の福祉とは、地域にとって「受動」(受益的)な見方でした。「地域のなかの困った人を支援すること、しかし、それは地域にとっては大変な負担である。」といった捉え方です。そうした負のイメージから、福祉立地(7)を起点としたまちづくりへの取り組みを提案します。

現在、伊賀市にはさまざまな福祉課題が山積しています。それらを負担と決めつけるのではなく、そうした課題を解決していくために智恵を出し、行動し、ときにはそれらを事業として展開していくこと、そのことによって市民が共に考え、地域のまちづくりにつながり、ひとつの雇用の場としても活性化させていくことができるのではないか、そうした「**逆転の発想**」により、コミュニティ・ビジネス(8)創設への支援などを行うことで、市民の社会福祉活動を地域再生の柱のひとつに導くことも可能となります。まさに、伊賀流ならではのどんでん返しの考え方なのです。

基本目標

住民の活動支援施策の充実

基本施策

- 一、地域福祉型福祉サービス(9)の創設
- 二、コミュニティ・ビジネス創設への支援
- 三、小地域活動の活性化

連

協働のしくみ

地域福祉計画の実践は、行政だけが進めるものでもなく、また、市民だけが進めるものでもありません。これまでも地域福祉活動に取り組んできた社会福祉協議会や、福祉施設を経営する社会福祉法人、医療機関や教育機関をはじめ、商工、農林、環境、観光、国際交流、人権、防災、土木、都市計画等の機関団体、更には、様々な市民活動に取り組むボランティア団体やNPO団体が「**連携**」し「**協働**」して取り組む必要があります。

特に伊賀市地域福祉計画では、総合計画でも示されている、行政と市民の「**協働のしくみ**」を提案し、市民参加を促進し、最小限の予算で最大限の効果をあげる具体的な考え方やルールを示しています。福祉に限定するのではなく、多種多様な個人、機関や団体、地域が、「**プラットフォーム**」(ゆるやかで、前向きで、組織化しないつながりを持つ土台)を形成することによって、行政と市民の「**パートナーシップ**」(10) による、地域の特性をもった住民自治活動が展開されていきます。

基本目標

協働のしくみの構築

基本施策

- 一、公共情報の共有・連携の強化
- 二、地域の自立を促す支援体制の充実
- 三、財政的な支援体制の充実

第4章 地域福祉を進める重点施策

「共」「安」「参」「転」「連」の基本理念を実現し、伊賀市の地域福祉を強力に推進するため、計画の基本的な取り組みの中から、以下の重点施策を選択し協働して実施します。

重点施策の方針

1. 総合相談支援のしくみづくり

(1) 地域自立生活支援のシステム化

これまでは、必ずしも相談支援の専門職ではない人が相談支援を担ってきた場合があります。相談支援が機能するために求められることは、専門的な知識、相談支援に関する技術、問題や課題を把握するための経験、多様な解決方法を可能にするネットワークや情報などです。これらを提供できる専門性の高い人材を相談窓口配置することや、相談支援が機能するためのしくみを地域に構築する必要があります。

また、地域で自立した生活を送ることができるようにするために、市民により身近なところで気軽に相談支援を受けることができ、市民相互の支えあいを活発にすることを始め、虐待や権利侵害など、より専門的な対応が必要な場合にも、適切な専門職が早急に相談支援を行える体制を整えられるように工夫していかねばなりません。

支援が必要な人に適切な支援が受けられるように、各階層毎に「相談支援のしくみ」を構築します。

(2) 総合相談支援

総合相談のしくみ

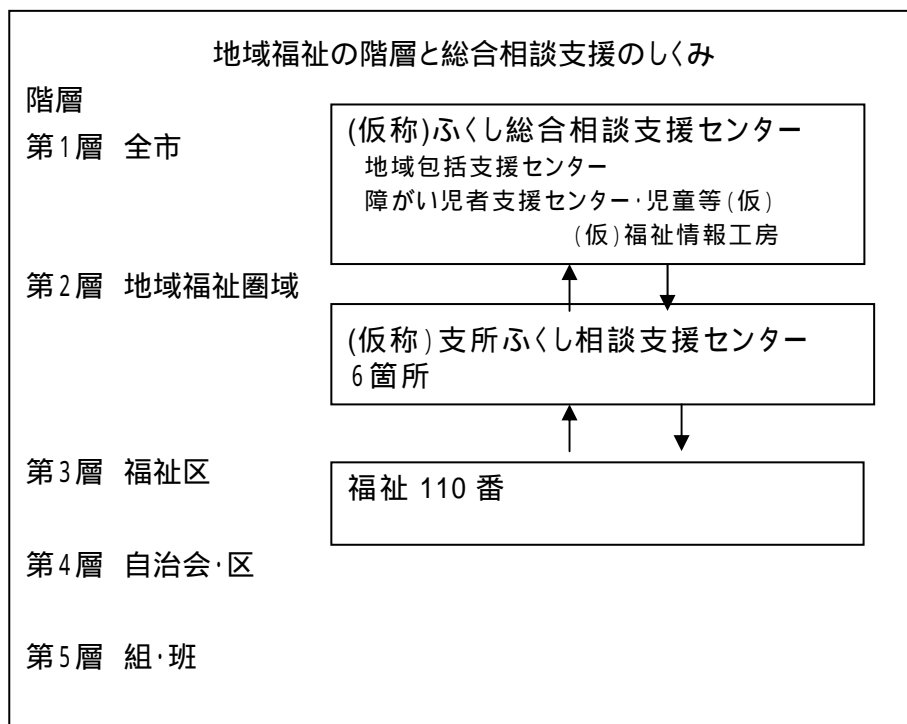
市民が持つ困りごとは、必ずしも必要な解決窓口直結することばかりではありません。公的制度が高齢者や障がいのある人、子どもといった縦割りになっていることから、担当者も制度別に配置されており、適切な相談窓口や解決に結び付かない事例が見られます。こうしたことを避けるため、総合的な福祉情報提供の機能と相まって、様々な既存の相談事業との連携を図り、円滑に必要な支援が受けられるしくみを整えます。

第1層には「(仮称)ふくし総合相談支援センター」を置き、地域包括支援センターや障害者支援センターの機能を包含し、高齢者・障害のある人・子ども等各分野の相談支援の機能を集約し、市全体の支援施策の検討の場を設置します。また、地域での相談に関する技術的な支援や、福祉活動を行う者の連携や情報交換の場を設置し、相談支援が円滑に進むようにします。児童相談所や保健所との連携や、(仮称)支所ふくし相談支援センターへの助言指導も行います。

第2層には支所ふくし相談支援センターを置き、社会福祉協議会の支所及び各社会福祉法人、医療機関と協力し、専門的な支援にあたります。虐待など権利擁護が必要な人や、複合した生活課題を抱える人への支援を主に担当します。また、支援が必要な人に関する情報を蓄積し、適切な支援が行えるよう、経

験と実績のある社会福祉士や保健師などの職員を配置します。

また、高齢者や障がいのある人や子どもなどの各保健・福祉分野の事業者がこれまで培ってきた機能や能力を地域に展開できるよう、相談担当者と事業者との連携の場を設置します。加えて、福祉サービスの情報拠点の機能を(仮称)ふくし総合相談支援センターに置き、情報を集約・発信するための機能を充実します。こうしたことを通じて、1つの窓口ですべての福祉課題の相談と支援を行えることを目指します。



第3層には複数の「民生委員児童委員」「健康の駅長」などの支援者に加え、地域組織の機能として福祉区単位に「福祉 110 番」の設置ができるよう促進します。福祉 110 番では、民生委員児童委や健康の駅長、相談ボランティアからの通報や本人からの様々な相談に応じます。また、社会福祉協議会などの専門職とも連携します。

第4層では、民生委員児童委員や健康の駅長に協力して地域福祉を推進するため(仮称)「福祉委員(11)」を地域の実情に応じて設置できるよう、住民自治組織と協議します。(地域の中で困りごとを持つ人を発見し、「民生委員児童委員」と連携して支援にあたるほか、必要な相談窓口につなぐ、福祉に関する情報を市民に伝えるなどの役割を担います。)

検討の場の階層性について

さまざまな課題を解決するためには、各階層において関係者が共に検討を行い、信頼関係を構築していく必要があります。

<各階層での検討会>

・サービス施策に関する検討会(第1層)

市全体の動向を把握し政策へ展開するかどうかを検討します。保健、医療、福祉など各種団体の代表者の検討の場です。(仮称)ふくし総合相談支援センターが招集します。

・専門職による検討会(第2層)

複雑な課題を抱える人への支援について検討し、サービスを提供している人、何らかの支援を行っている人、福祉や保健、医療の専門職、さらに時には法律の専門家などを加えた検討の場です。(仮称)支所ふくし相談支援センターが招集します。

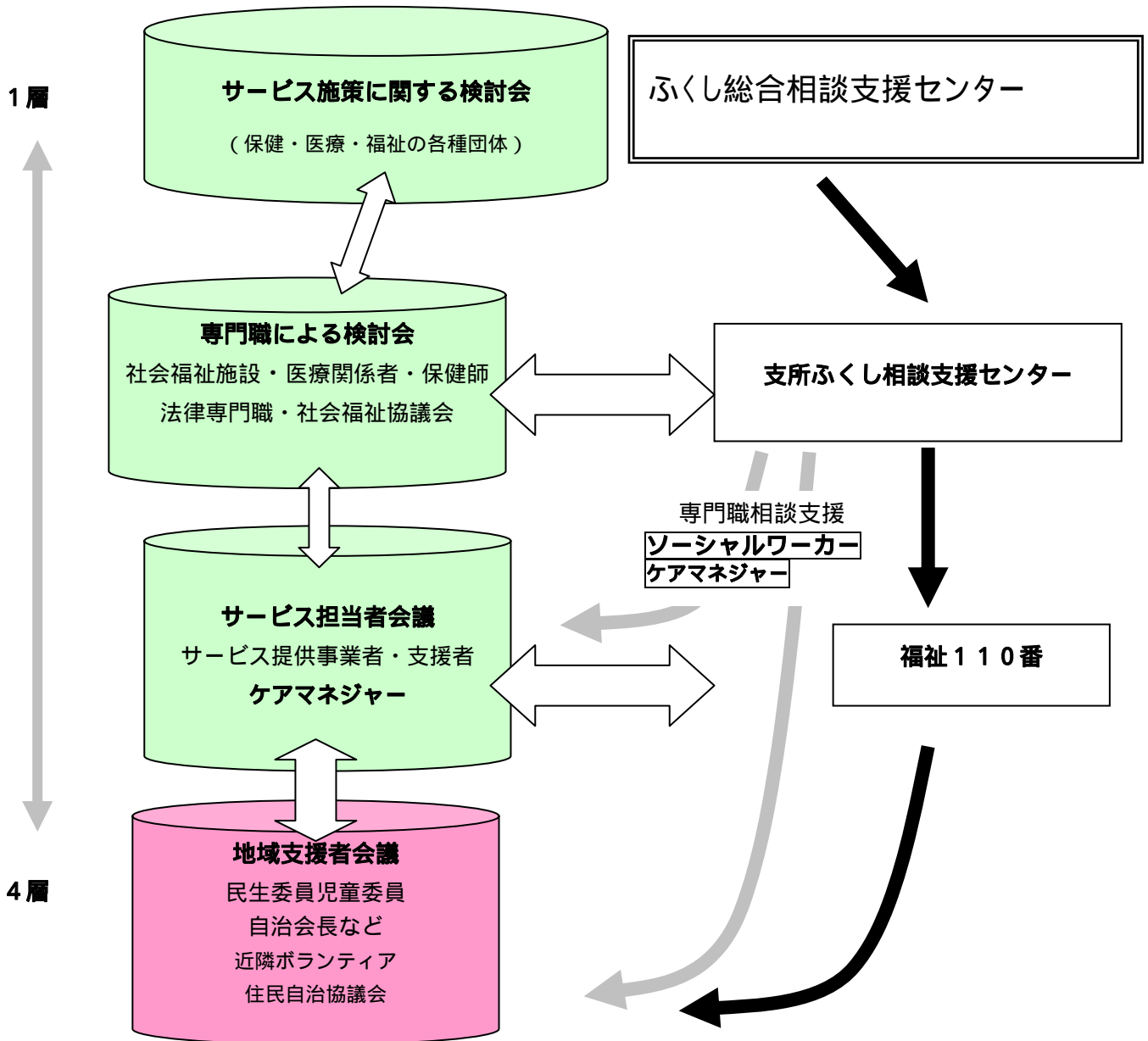
・サービス担当者による会議(第3層)

主にサービスを提供している人や、何らかの支援を行っている関係者の検討の場です。ケアマネジャーが招集します。

・地域支援者会議(第4層)

近隣住民や健康の駅長、民生委員児童委員、自治会長、組長・班長など主に隣近所の方々による検討の場です。ケアマネジャーが参加することもあります。民生委員児童委員や自治会長などが招集します。

支援のしくみ(検討の場と支援の方向)



(3)総合的な福祉情報の収集や発信

第1層に(仮称)福祉情報工房を設置し、福祉に関するサービスや市民活動の情報収集と提供を行います。また、その運営には市民が参加し、より身近なものとなるよう工夫します。

情報の収集

福祉に関するサービスや市民活動は日々刻々変化しています。市民が必要なときに必要な情報を得られ、課題の解決につながるよう、市内の情報はもとより、県や国の福祉情報を蓄積します。収集する情報は、以下のものです。

- 1.市内外の福祉サービスに関すること
- 2.市民の福祉活動に関すること
- 3.先進的な福祉に関する取り組み
- 4.サービスに関する苦情や解決策
- 5.その他市民や事業者にとって必要な福祉情報

福祉サービス事業者が取り組む地域との連携の具体例や、アイデアについても積極的に収集します。また、収集する媒体は、出版物はもとより、インターネット、放送、通知、など多様なものを収集します。

情報の提供

収集した情報は分野別に整理し、紙媒体やインターネットほか、市民が必要とする多様な媒体で提供します。

特に、サービスに関する情報は、最適なサービスを選択できるようサービス提供者から提供される情報はもとより、評価機関によって評価された情報も提供します。また、それらの情報を収集・整理し、市民が困ったときに気軽に見ることのできる使い勝手のよい「福祉サービス情報及び相談窓口についての一覧表(パンフレット)」を作成します。また、前述の各種相談窓口でも活用できるよう、インターネット上に公開します。

2. 地域福祉型福祉サービスの創設

地域福祉型福祉サービスとは、宅老所、グループホーム、ふれあい・いきいきサロン、住民参加型在宅福祉サービス、小規模地域密着型サービス(多機能施設)などの取り組みを指します。

その特徴は以下の通りです。

個を大事にした主体的空間の創出

対象を限定しないサービスで幅広く受け入れる

ニーズに合わせて機能を組み合わせる

幅広い担い手によるサービス

利用者が参加したサービス

地域とつながるサービス

- 当事者・市民・事業者の協働運営によるサービス
- 地域ニーズに敏感できめ細かい対応するサービス
- まちづくりにつながるサービス
- 地域に属するサービス

市内の高齢化率の高い地域にある宅老所で、地域の高齢者がボランティアとして利用者である高齢者を支援している例があります。また、夏休みなどの長い休みの間、行き場所のない障がいのある子どもを受け入れ、高齢者がその支援を行っている取り組みもみられます。支援する人と支援を受ける人という一方通行の関係ではなく、お互いに支援し合う姿がそこにはあります。

今後、一層そうした取り組みを充実することによって、誰もが安心して地域で暮らし続けることができ、そこに参加することによって、一人ひとりの生きがいを高めることが期待できます。市内でも既にいくつか取り組みが始まっており、必要とする人にこうしたサービスの情報交換の場を提供したり、開設や設置に当たって情報提供や助言を行うなど積極的に支援し設置を促進します。特に、これまで施設の運営などで経験のある法人が、この分野へ参加しやすくなるように支援を行います。

3. 福祉学習の体系化による市民力の育成

地域福祉を市民主体で進めていくためには、市民の福祉意識を高めていくことが何よりも必要です。地域の中で共に生きるということを大切にすることを意識を育み、それが生活様式として定着していくこと(共生の文化)を目指します。そのためには生涯学習を重視していくことが必要です。特に、問題解決型、地域還元型、協働参画型の学習形態によって地域福祉を学んでいくために、地域福祉活動への参加や、地域での福祉教育の機会、福祉学習プログラムを提供し福祉学習を体系的に進めていきます。学校教育での「総合的な学習の時間」をはじめとした取り組みや、学校外での子どもたちの福祉活動、公民館や社協における福祉学習、福祉施設などでの体験学習などの取り組みを整理して、いつでも、誰でも、どこでも福祉を学べる機会と学習内容をまとめ、その推進にあたっては地域福祉教育推進プラットフォーム(12)を整備していきます。推進にあたっては、福祉学習サポーターの養成に努めます。

こうした学習活動を契機に市民が主体的に福祉に参加することによって、当事者が持つ生活の困難さや喜びに共感し、社会の矛盾に気づき、身近なところから改善を試みる事が予想されます。その象徴的な取り組みがボランティア活動です。しかし、多くの市民は何か社会に役立つことがしたいと思っても、その方法や手段がわからなかったり、他人の目を意識して気恥ずかしくて実行できないことが少なくありません。このため以下の項目の実現が課題といえます。

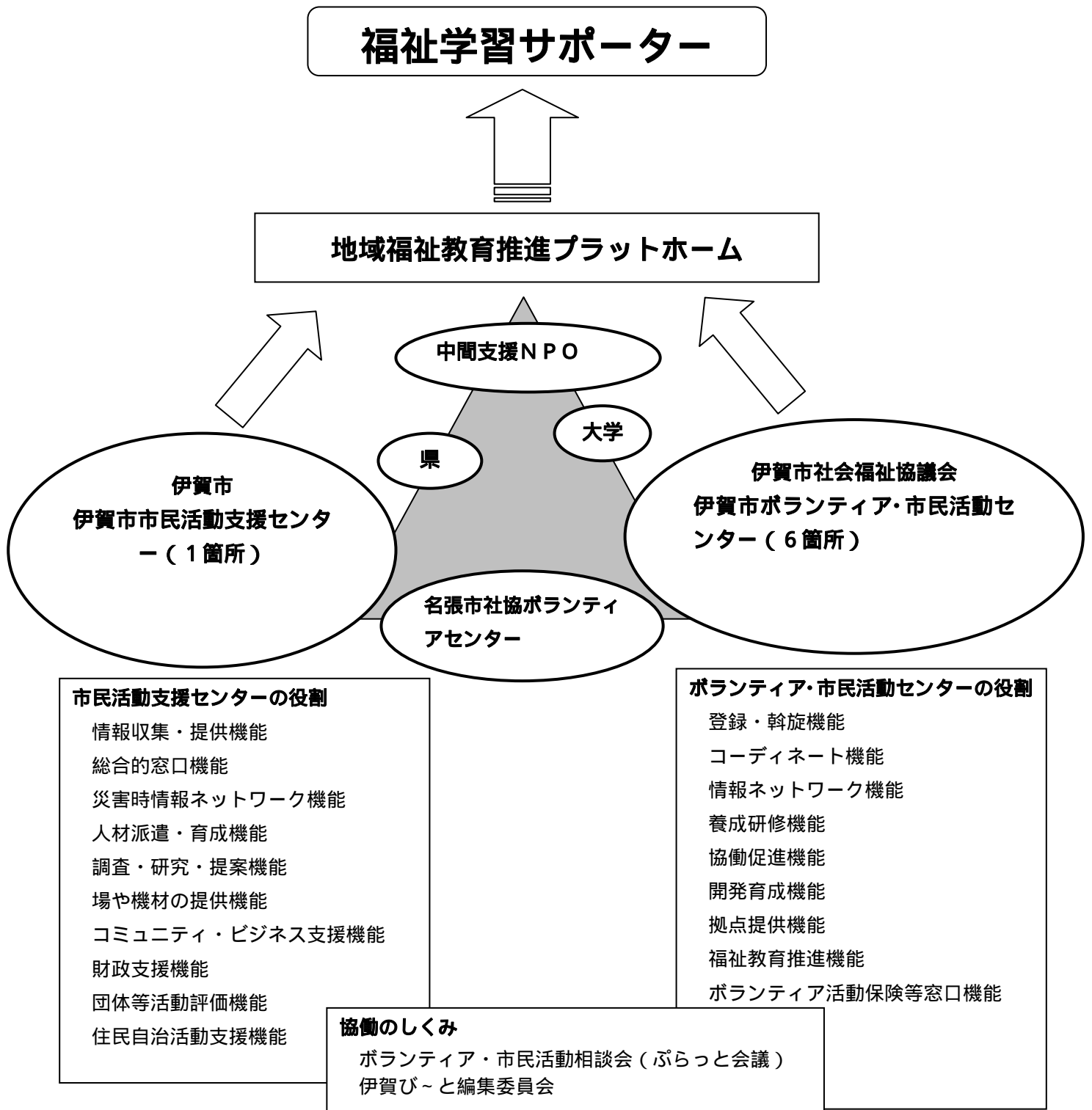
- 活動を希望する人に応じて、適切な活動内容を紹介する
- 活動の方法や手段を提供する
- 知識や技術を習得する研修の場を提供する
- 支援を必要とする人と活動しようとする人を調整してつなぐ
- 同じ目的を持つ人の組織化を支援する

こうした問題点を解決するため、次のような取り組みを目指します。

第1に、社会福祉協議会のボランティア・市民活動センター(13)と市民活動支援センター(14)の連携により、これらの点に対応する専門職としてのボランティアコーディネーターを養成し、設置を進める取り組みです。

第2に、第2層及び3層に伊賀市市民活動支援センターによる支援体制を充実する取り組みです。(イメージ図参照)

<地域福祉教育推進プラットフォーム イメージ図>



4. 市民と行政の協働関係の構築

市民の福祉学習への参加や多様な地域活動の展開は、ひとりひとりの生きがいややりがいにつながるだけでなく、公共サービスの新たな担い手の創出につながる可能性を秘めています。市民のさまざまな活動を、単に個人の満足のレベルにとどめるのではなく、公共的な活動として適切に位置づけ、市民や地域の意欲や能力を引き出す(エンパワメントする)「しかけ」が必要になります。それが、「協働」の考え方で

す。

協働の考え方に立てば、公共サービスを行政だけでなく、企業、市民、NPO、社協など多様な主体で支えることによって、個人の意思や意欲を尊重する社会を構築することが求められます。また、結果として公共サービスの質を高めることにもなると期待されています。したがって、行政が一方的に協働のメニューを用意し、行政の仕事を市民に押しつけるのでは協働とはいえません。各主体が対等の立場で、協力して役割を分担しあえる関係づくりが重要です。

このような関係づくりのために、次のような取り組みを目指します。

行政と市民、市民同士など多様な主体間の信頼関係を醸成し、相互に連携・協力しやすい環境をつくる取り組み(市の業務上の情報を市民からの求めに応じて積極的に提供できる体制、住民自治協議会とNPOなど各種団体との交流・連携の促進など)

市民の自発性を尊重し、多様な活躍の受け皿をつくる取り組み(支所に市民や住民自治活動などの活動を支援する地域担当職の配置、市民活動支援センターによる市民活動の組織化や運営の支援、地域密着型の施設の地域・NPOなどによる自主管理の支援など)

多様な主体が公共サービスを支えていくことのできる財政的な自立を促す取り組み(市民・地域・団体等への補助金等の公開とその支出基準・手続・評価手法の明確化、地域包括的な補助金制度の導入、地域団体やNPO等が自立可能な事業委託の推進など)

5. 住民自治協議会福祉部の連携及び支援

伊賀市の住民自治組織の特徴は、自治基本条例に基づく住民自治協議会があることです。この組織内には分野別の部会などが設けられることが予定されており、それぞれの地域にある固有の福祉課題に対して「地域まちづくり計画」に基づいて、地域でできることに取り組むことになります。地域福祉計画では、「地域まちづくり計画」等の住民自治活動の計画に地域福祉の理念が反映されるよう支援することが大きな目標です。社会福祉協議会の地区担当制を検討し、地域が持つ課題の把握や対応など、計画づくりを積極的に支援します。

また、それぞれ独自の取り組みを行うことも重要ですが、相互に情報を交換や研修を行うことで、よりよい解決につながったり、市全体としてのまとまりができることなどが期待できます。このため、住民自治組織の福祉関係部相互の連絡組織(連絡協議会)の設置を検討します。

伊賀市地域福祉計画 体系図

共

新しい自治
“ともに育む
伊賀流自治の創造”

安

安住の地域づくり
“安心して暮らせるための
福祉サービスの推進”

参

高参加・高福祉
“地域福祉に関する
活動への住民参加の促進”

転

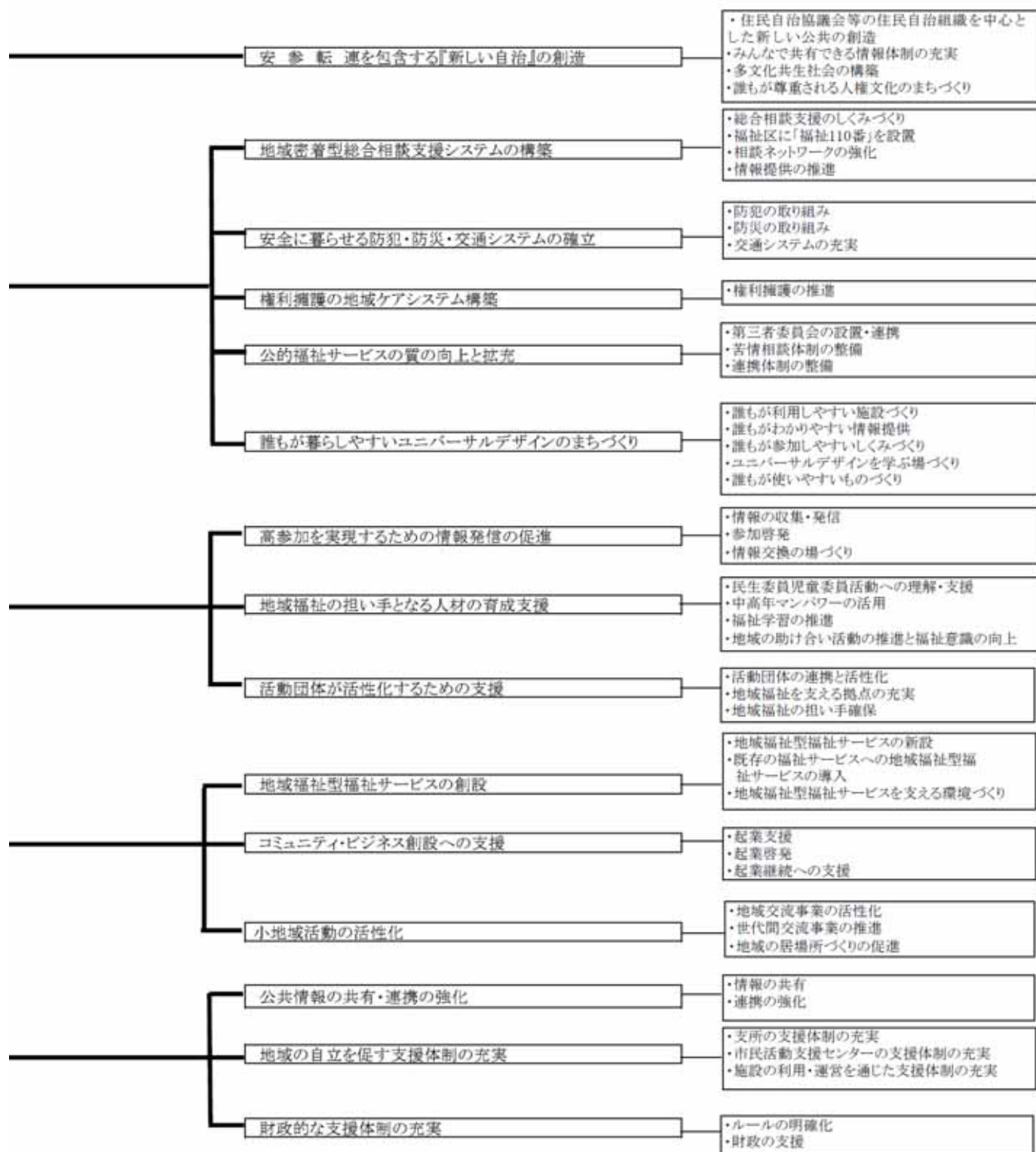
福祉でまちづくり
“住民の活動支援施策の充実”

連

協働のしくみ
“協働のしくみの構築”

重点施策

- 1 総合相談支援のしくみづくり
- 2 地域福祉型福祉サービスの創設
- 3 福祉学習の体系化による市民力の育成
- 4 市民と行政の協働関係の構築
- 5 住民自治協議会福祉部の連携及び支援



第5章 地域福祉計画推進のための施策

5つの基本理念を踏まえ、市民にとって本当に暮らしやすい地域づくりを進めるため、次のとおり基本目標を定め、総合的な施策を効果的かつ計画的に推進します。

施策の展開

共

新しい自治

基本目標 ともに育む伊賀流自治の創造

基本施策

一 「安」「参」「転」「連」を包含する「新しい自治」の創造

施策一 「安」「参」「転」「連」を包含する「新しい自治」の創造

(現状と課題)

伊賀市の最高規範として位置づけられた「伊賀市自治基本条例」を具現化し、分権型のまちづくりを進めるために、補完性の原則に基づき、住民自治組織を核とした地域内分権への取り組みが進められています。地域福祉活動においても、これまで社会福祉協議会が中心となって展開してきた小地域ネットワーク活動が、これからは、住民自治組織を基盤とした新しい地域ケアシステムへの移行することが求められています。各住民自治協議会で策定が進んでいる地域まちづくり計画の中では、小地域単位で開催されているふれあいいきいきサロンの充実や地域特性により学童保育の実施、福祉有償運送等の取り組みを進めている地域も見られます。三重県が進めている「新しい時代の公」の先進市として、地域福祉を基盤に置いた活動展開が期待されます。

また、自治基本条例には、意思決定過程における情報の共有や、市民参加の保障として、パブリックコメント、タウンミーティング、市民投票、公募等による情報共有のしくみが明記されています。これは単に市民に対する行政の情報公開だけを指すのではなく、行政と市民がお互いに情報を共有することによって、行政の役割、市民の役割を共に考え、共に享受しようとするものです。双方が責任を押しつけ合うのではなく、喜びと困難を共に分かち合うために、行政は積極的に情報を公開し、市民は積極的に情報を入手するという意識変革が必要となっています。

さらに、伊賀市では、市町村合併の過程で、6つの旧市町村が長年にわたって培ってきた文化が融合されたり、地域の独自性を継承したりしています。また、多くの外国人住民が暮らしていることから、多様な文化が交差しているまちでもあります。多種多様な文化の違いを認め合い、「共に生きる」という多文化共生社会を築いていくことが求められています。

最後に、「共」が示す「新しい自治」という理念を推進する大前提として、基本的人権の尊重があげられません。部落差別をはじめとしたあらゆる差別や偏見を解消し、男女の性別にとらわれない共同参画社会の実現が不可欠です。

(施策)

1. 住民自治協議会等の住民自治組織を中心とした新しい公共の創造

地域福祉計画に盛り込まれている理念や具体的施策を、より身近な地域で推進していくために重要な組織として住民自治協議会等を位置づけ、「地域まちづくり計画」等の実行に際して、連携・支援していきます。

2. みんなで共有できる情報体制の充実

行政情報がすべての市民に届くように広報・広聴活動の充実に努め、パブリックコメントや公募などを通して市民が意思決定に参加するよう促し、意思決定プロセスの透明化を図ります。また市民も積極的に情報を獲得し、参加していきます。

3. 多文化共生社会の構築

社会保障制度をはじめ、社会経済のあらゆる場面において、世代間の相互理解が求められていることから、文化の継承や教育、福祉などの場において世代間交流を促進していくことが大切です。旧市町村エリアを単位とした文化的な活動が、伊賀市としての一体感を醸し出すことにより、市民相互の交流へとつなげて行くことが必要です。

また、外国人にとって暮らしやすいまちづくりを進め、市民が外国の多様な文化や価値観を共有し国際社会の一員として共生意識を高めるため、情報提供の充実に図るとともに、国際理解教育による人材の育成や、「伊賀市外国人住民協議会」の設立により、外国人住民の声が市政へ反映されるしくみをつくっていきます。

4. 誰もが尊重される人権文化のまちづくり

同和問題をはじめとするあらゆる差別や偏見をなくすため、伊賀市人権施策推進総合計画を策定し、関係機関と連携しながら、様々な人権に関する課題に対応する事業を総合的、計画的に進めます。

また、伊賀市男女共同参画推進条例に基づき、伊賀市男女共同参画基本計画を策定し、男女が共に、人権としての性と相互の人格を尊重する意識を育てるため、幼年期からの教育や啓発を推進します。

〔市民の役割〕〔社会福祉協議会の役割〕〔市の役割〕

「共」に関する具体的施策の実現は、地域福祉計画の中で具体的に述べるのではなく、自治基本条例や総合計画をはじめ、様々な条例や計画によって推進されています。地域福祉計画では、それらの取り組みを前提とした上で、地域福祉における具体的施策を後述の「安」「参」「転」「連」で提案します。

自治基本条例と地域福祉計画の相関関係(伊賀市自治基本条例より)

(この条例の位置付け・体系化)

第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

2 市は、この条例の定める内容に即して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

(計画策定における市民参加の原則)

第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならない。

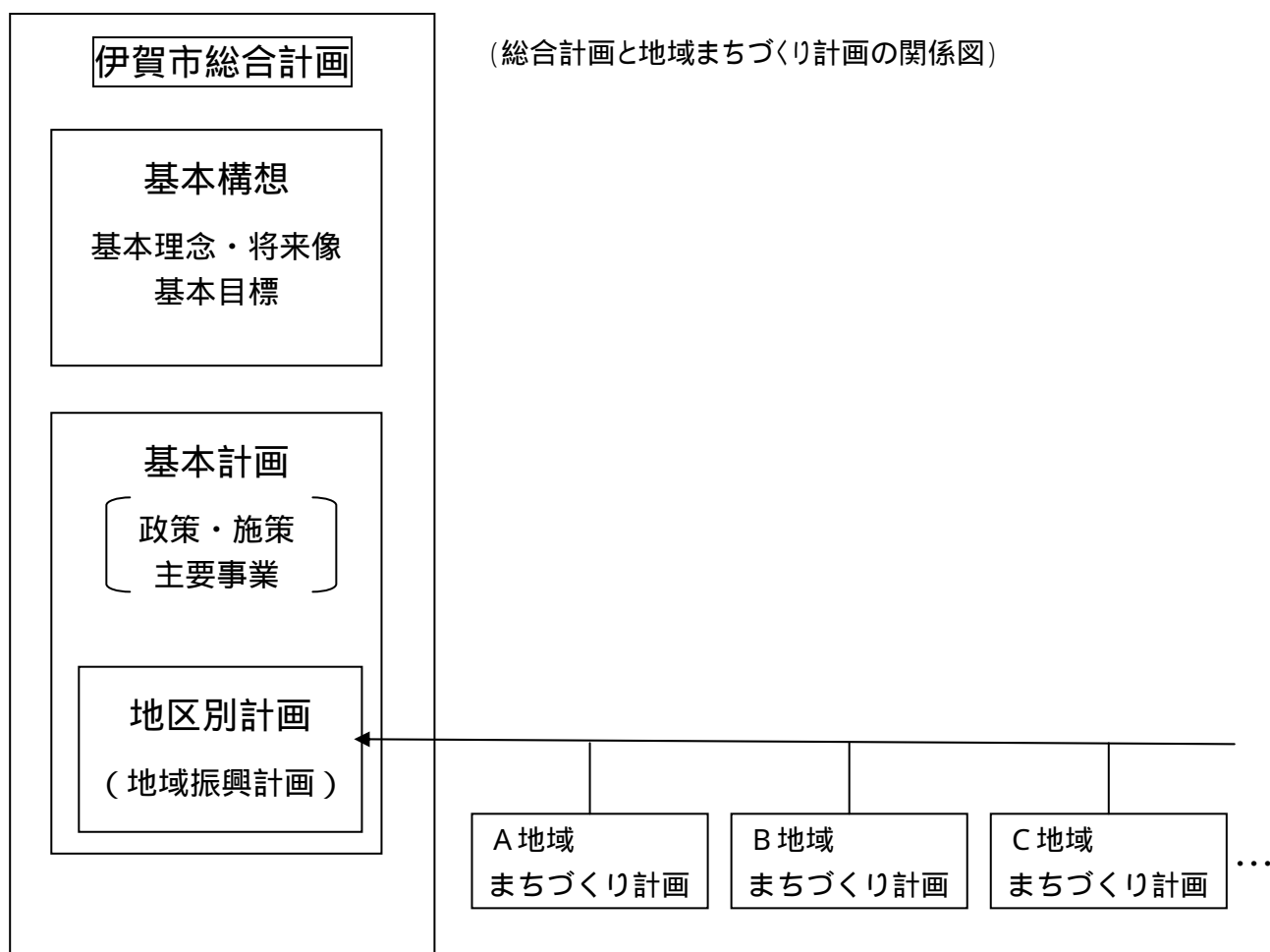
(地域まちづくり計画)

第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。



地域福祉計画の理念を実現するための手法

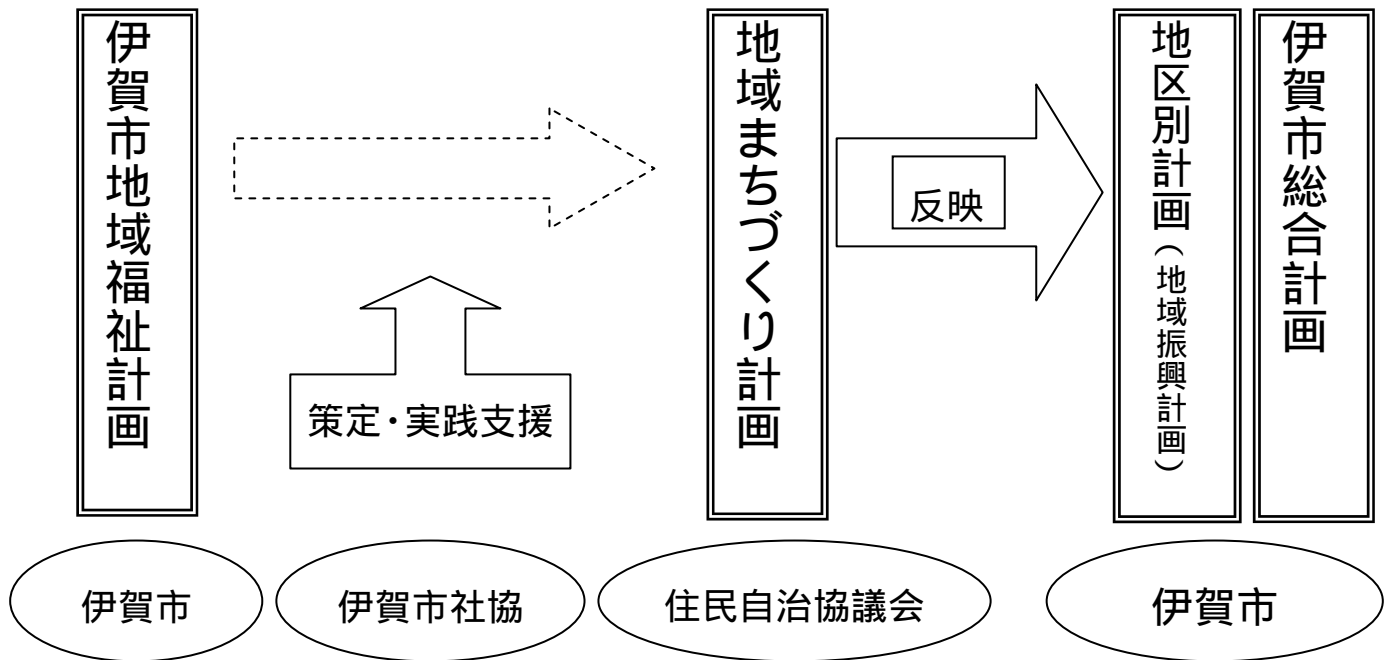
地域福祉計画の実現のために行政及び社協は協働して推進します。

具体的な地域福祉活動の実践は、地域福祉計画の理念に基づき、社会福祉協議会が中心となり公的施策に私的支援を組み合わせる取り組みます。

社会福祉協議会で策定すべき地域福祉活動計画の諸内容は、「地域まちづくり計画」等の住民自治活動の計画にもとづく様々な事業に反映されることで実現していきます。地区別計画を通して総合計画に反映されることから最も効果的で、且つ有効な手法です。

- ・すでに、まちづくり計画等が策定済の場合もありますが、合併当初は具体的な事業が見えにくいいため、踏み込んだ内容になっていないことがあります。年次(実施)計画策定において見直したり、発展・拡充したりする際に反映されるよう促します。
- ・伊賀市社会福祉協議会各支所に住民自治組織担当を置き、職員が参画できるよう協議していきます。

< 地域福祉計画の理念を実現するための概念図 >



基本目標 安心して暮らせるための福祉サービスの推進

基本施策

- 一 地域密着型総合相談支援システムの構築
- 二 安全に暮らせる防犯・防災・交通システムの確立
- 三 権利擁護の地域ケアシステムの構築
- 四 公的福祉サービスの質の向上と拡充
- 五 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン(11)のまちづくり

基本施策

一 地域密着型総合相談支援システムの構築

(現状と課題)

かつて経験したことのない超高齢社会を目前にして、医療費や介護費用の増加が予想され、私たちがその負担をどのように担っていくのかを考えることが避けられない課題です。また、働き手の減少による産業や消費の停滞とともに、税収の減少による国及び地方財政の一層の悪化が予想されます。一方、こうした社会・経済環境の変化の中で、生活様式や価値観の多様化により、家庭や地域における相互扶助機能が低下しており、これが将来生活への不安を助長する一因ともなっています。また、自然災害や凶悪な犯罪が多発し、私たちの暮らしを脅かしています。

こうした状況の中、市民が必要なときに必要な福祉サービス情報を入手でき、また、地域で困りごとがある人を速やかに発見し適切な相談窓口へ繋がられる相談支援のしくみづくりが必要です。

しかし、保健・福祉についての課題は広範囲にわたり、すでに多くの関係する相談窓口が設けられているため、市民には「どこで何の相談を受ければいいのかわからない」という思いがあります。近隣や小地域での生活課題に対しては、住民参加による見守りなどの日常的支援や住民が気軽にいつでも相談できる窓口でのインフォーマルサービス(3)の情報提供などが必要であり、また、専門的でより高度な生活課題や保健・福祉に関する相談に対しては、相談内容を分析・整理し適切な解決策に結び付ける総合相談窓口の設置が要求されます。さらに、近隣住民や組長・班長、自治会長などが地域福祉の第1線で活躍する民生委員児童委員などの地域福祉活動と連携し、速やかな問題の発見や相談窓口への連絡を行う相談ネットワークづくりの充実も求められます。

(施策)

1. 総合相談支援のしくみづくり

地域トータルケアを推進するために市全体を対象とした「(仮称)ふくし総合相談支援センター」を置き、地域包括支援センターや障害者相談支援センターの機能のほか、児童、母子・父子家庭等各分野別の相談支援の機能を集約するとともに、市全体事業の相談の調整や支援施策の実行と政策反映のための検討の場を設けます。また、相談に関する技術的な支援のほか、さまざまな職種の相談担当者の連携や情報交換の場を確保するネットワーク活動を強化し、相談支援が円滑に進むように支援します。

高齢者や障がいのある人、児童を問わず生活上のさまざまな困りごとについて、市民が安心して気軽に相談に応じ、適切な解決策に結び付ける総合相談窓口として「(仮称)支所ふくし相談支援センター」を各支所管内に1ヶ所に設置します。また、総合相談窓口では、保健・福祉・医療の連携をもとに、専門的でより高度な相談に応じられる資質向上や相談内容を分析・整理し解決策が確認されるまで責任を持

つシステムを目指します。

2. 福祉区に「福祉 110 番」を設置

市民が日常生活における支援を必要とする人の発見・見守りなど特にインフォーマルなサービスを中心とした相談支援を行えるよう身近で気軽ないつでも相談できる窓口として、「福祉 110 番」を福祉区単位の設置できるよう促します。

困りごとがある人をいち早く発見できるように、相談窓口の周知を徹底します。

各福祉区単位の設置する「福祉 110 番」では、民生委員児童委員や健康の駅長、相談ボランティアからの通報や本人からの様々な相談に応じます。より専門的で困難な事例に関しては、「(仮)支所ふくし相談支援センター」と連携して解決します。

3. 相談ネットワークの強化

地域の中には介護虐待や育児困難などの問題に対して、相談する場所や方法がわからない人がいます。小地域内の困りごとがある人を速やかに発見し適切な相談窓口へ繋げるために、近隣住民や健康の駅長、民生委員児童委員、自治会長、組長・班長などが見守りネットワークの役割を担います。

地域福祉の第1線で活躍する民生委員児童委員や健康の駅長に協力して地域福祉を推進するため「(仮称)福祉委員」を地域の実情に応じて設置できるよう住民自治組織と協議します。またこれらの活動主体と住民自治協議会、相談ボランティアなど多くの主体を結ぶ相談ネットワークづくりを進めます。

専門的な対応が求められる福祉全般について、行政や「(仮称)支所ふくし相談支援センター」などへの相談や他のサービス事業者とのコーディネーター役の機能を強化します。

【伊賀相談ネットワーク】

相談を受ける場合、その内容は必ずしもその専門領域のことだけとは限りません。これまでは専門領域以外のことについてうまく解決につなげられないことがありました。そこで平成 16 年 9 月、直接相談に携わる関係者がどのような内容の相談に応じられるのかを相互に共有することで、より問題解決能力を高めることを目的として「伊賀相談ネットワーク」が結成されました。メンバーは、心配ごと相談員、在宅介護支援センター職員、生活支援センター職員、調停委員、児童相談所職員、警察相談員、地域福祉権利擁護事業専門員、市相談員、外国人支援 NPO 職員、医療相談員など多様で、現在も増えつつあります（平成 16 年度は判事も参加していました）。こうしたことが発端となって、相談担当者が困った場合に相互に助け合う形ができあがってきました。

4. 情報提供の推進

市民が安心して最適な福祉サービスが選択できるよう、福祉サービス情報者自身や評価機関による評価結果を踏まえ、市民がいつでもアクセス可能な福祉サービスの情報拠点の機能を(仮)ふくし総合相談支援センターに置き、積極的な情報公開と情報提供ができる環境を推進します。

福祉サービス情報及び相談窓口についてのガイドブックや一覧表(パンフレット)を作成し周知を図ります。

広報紙や、ホームページなどを活用したサービスの情報提供を推進します。

市民や市民団体が独自に取り組む福祉活動や、イベント情報についても、活動の広がりを促進するため、上記の各種広報媒体を通じて積極的に提供していきます。

情報提供にあたっては、高齢者や障がいのある人など誰にでもわかりやすい表記や方法で行うように努めるとともに、地域のボランティアによる音読を推進します。

市民が安心して最適な福祉サービスが選択できるよう、福祉サービス事業者自身や評価機関による評価結果を踏まえ、積極的な情報公開と情報提供ができる環境を推進します。

身近なところで必要な福祉サービス情報が検索できる機能を福祉区単位に設置できるよう検討を進めます。

〔市民の役割〕

住民自治協議会への加入や活動への参加・呼びかけをします。

相談窓口へ繋ぐネットワークの一員としての役割を担います。

広報誌やホームページの情報を利用し、福祉サービスについての知識を身につけます。

〔事業者の役割〕

事業者は、サービス利用者に重要事項・情報の十分な説明をします。

福祉サービスの内容や費用などの情報提供を実施するとともに、サービスに対する苦情と解決についての情報の公開に努めます。

事業者は、サービス利用者だけでなく、地域住民・地域団体からの相談にも応じます。

民生委員児童委員や相談ボランティア、市民活動団体や住民自治協議会など多くの主体と連携を図り、サービス事業者が持つ機能や能力が地域に還元されるしくみづくりを工夫します。

〔社会福祉協議会の役割〕

相談や他のサービス事業者とのコーディネーター役の機能を強化します。

福祉サービスに関する情報の周知を図るとともに、広報誌、ホームページなどの情報提供も推進していきます。地域活動やイベント情報なども積極的に提供します。

情報提供に関しては、誰もがわかりやすい表現や方法で行うように努めます。

〔市の役割〕

地域トータルケア推進のための地域包括支援センターを創設します。

市民が安心して相談に応じられるように総合相談窓口として「(仮称)支所ふくし相談支援センター」を各支所管内に1ヶ所設置します。

福祉区単位に福祉110番の設置を促します。

福祉サービスの情報拠点の機能を(仮称)ふくし総合相談支援センターに置きます。

福祉サービス事業者や評価機関による評価結果を踏まえ、積極的な情報公開と情報提供に努めます。

中立公正な立場として、圏域内の事業者情報の提供や、研修の場の提供など、行政の特性に応じた支援をしていきます。

サービス提供者が持つ機能や能力が地域に還元されるしくみづくりを、住民自治協議会などの住民自治組織を単位として工夫していきます。

二 安全に暮らせる防犯・防災・交通システムの確立

〔現状と課題〕

ノーマライゼーション(24)や子育て支援、多文化共生の実現に向け社会全体が支援することが叫ばれる中、住み慣れた地域で、安心して安全に暮らし続けることは、すべての人の望みであり、願いであります。

しかし実際には、消費者被害やそれに伴う多重債務被害については、高齢者や障がいのある人の場合、被害の意識がなかったり、被害にあったことを恥ずかしいと思い相談しなかったり、相談する相手がいない場合があります。よって、高齢者や障がいのある人が、事故や事件の被害者になることや、逆に障がいのある人が、理解不足によって加害者として疑われることもあり、障がいの特性等に応じた対応策が求められています。

また、災害時には、すべての人が対象となり、乳児・幼児・児童・学生、妊婦、旅行者、日本語を十分理解できない者、入院・通院患者、負傷者、罹災者(財産を失った者)も災害時要支援者となります。その中でも、もっとも深刻な影響を受けるのは、子ども、障がいのある人、高齢者、外国人等の判断能力が不十分な人(当事者)や自己防衛能力の乏しい人、コミュニケーション能力の弱い人であり、これらの方に対する支援は欠かせません。

また、マイカー利用や交通体系の変化に伴う交通問題について、一番影響を受けるのは、移動手段を選択できない人であり、特に障がいのある人などは、通院や買い物、公共機関への用務等深刻な問題を抱えています。

いずれの問題の解決も、だれにでも住みやすいまちづくりが求められており、援助が必要な状態になっても自分らしく安心して生きられるよう、市や地域等はこれを尊重・支援することが必要です。

(施策)

1. 防犯の取り組み

多発する事件・事故等に対応するため、自治体・警察・学校・自治会・企業・住民自治協議会・ボランティア団体・NPO団体等との協働で対策の協議検討を行い、地域住民が主体となった防犯・安全のまちづくりを推進します。

高齢者による児童の見守り活動や一声(挨拶)運動、地域住民による防犯パトロール、一戸一灯運動が行われている地区のように、地域の実情に合わせ、取り組みを進めていきます。

積極的に消費者相談体制を構築することに努め、消費者被害の実態を把握し、各関係機関と連携し、消費者被害防止ネットワークを構築することを努めます。

2. 防災の取り組み

緊急時に混乱しないように、的確な判断が下せるリーダーを育成し、助け合える地域社会を目指します。

自治体・消防・警察・学校・企業・自治会・住民自治協議会・自主防災組織・ボランティア団体・NPO等との協働で防災対策を検討する機会を日頃より行っていきます。

地域防災計画により災害時の救援体制を整備し、災害時要援護者支援対策の強化を図ります。また、関係機関と連携し、住宅耐震診断の実施や就寝場所での事故を減らすため、家具の転倒防止の取り組みも進めていきます。さらに、避難場所に指定されている公共施設や避難路のバリアフリー化や誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。

災害に強いまちづくりを念頭に、日常からコミュニティづくりに努め、地域での防災マップや災害時要援護者対応マニュアルの作成を支援します。

3. 交通システムの充実

市民は、既存の公共交通機関の利用を積極的に活用し、維持存続に向けて協力すると共に、市は、市内外の移動を便利にする効率的・効果的な交通体系を構築するため、市民、運輸業者、NPO等との

協働のもと、公共交通のあり方を検討する組織を設置し、総合的な交通システムの確立を目指します。

様々な障がい等により、移動を制約される方を対象とした福祉移送に関し、市は、福祉有償運送認可事務所と連携し移送体制の充実に努めるとともに、地域においてきめ細かい移送サービスが展開できるようNPO法人化を促進します。

〔市民の役割〕

日ごろのからの交流・連携を深め、地域ぐるみで防犯・防災のまちづくりを共に進めていきます。

防犯・防災活動への取り組みに積極的に参加・呼びかけをします。

市民による早期発見・見守り活動のネットワークづくりを進めます。

地域の実情に応じた防災マップの作成や災害時要支援者対応マニュアルの作成を進めます。

地域の避難訓練に要介護高齢者、障がいのある人の参加を促進します。

認知症や障がいの特性について、積極的に参加し学ぶ機会を持つようにします。

〔事業者の役割〕

施設利用者の避難訓練や防犯訓練に努めます。

災害時には、事業者の持つ、人的・物的資源を救援活動に提供します。

障がい特性等に配慮した本人自身の防御力や行動制御力を高めるための支援に努めます。

相談機関による援助体制及び関係諸団体の連携した救済支援に積極的に関与します。

要介護高齢者や障がいのある人と地域住民との交流の場の設定を進めます。

福祉有償運送の充実に努めます。

〔社会福祉協議会の役割〕

防災時の要援護者対策のために、災害時の要援護者の相談体制や支援体制の充実に努めます。

民生委員児童委員や住民自治協議会等の関係者と共に、地域の相談支援ネットワークを充実していきます。

悪徳商法への対応として、インターネット・ホームページなどを用いた情報提供の発信や、電話や訪問などの多様な形態で各種相談を実施します。

認知症や障がいの特性について、学び理解する機会を増やします。

市と連携して、被害意識のない当事者への支援に努めます。

〔市の役割〕

各相談機関と連携し防犯・防災対策を検討します。

地域防災計画策定には、当事者の声を反映し、災害時要援護者支援対策の強化を図ります。

市民や福祉関係者に対して、認知症や障がいの特性などについての正しい理解の普及、消費者被害救済の教育を行います。

消費者被害を受けやすい高齢者や障がいのある人に対して、事業者等と協力し、消費者問題に関する情報の伝達、学習の場の確保に努めます。

高齢者・障がいのある人の特性に配慮した交通施策の充実に努めます。

新たな交通施策については、利用者の希望や意向を把握し検討します。

既存の公共交通機関の利用を積極的に活用し、交通体系の維持存続に向けて努力します。

三 権利擁護の地域ケアシステムの構築

(現状と課題)

地域で、安心して安全に暮らし続けることは、すべての人の望みであり、願いであります。しかしながら、その地域で暮らす権利が脅かされ、侵害されている事案は、決して少なくありません。

特に虐待等の権利侵害事例が社会問題になる背景には、戦前の家族制度の崩壊と核家族化、そして高齢社会の進行と介護の長期化や老老介護等にみられる介護者の経済的・心理的負担の問題があります。

現状では、経済的・身的等の虐待事案や悪質リフォームの消費者被害事案が関係機関に持ち込まれており、法的支援が必要な場面があります。支援が必要な方の多くが、認知症や障がいを抱え、自らは虐待行為に抵抗できないことや、世話になっている気兼ねから、また仕返しを恐れて虐待の事実を第三者に知らせることのできないことがあります。また、介護職員等の専門性に問題があり、安易な安上がりの福祉を目指す問題のある事業者によって、十分な介護が受けられず、結果的に虐待に繋がる扱いを受ける場合もあります。

このような背景を受け、高齢者虐待防止法が、平成18年4月から施行されることになりました。権利侵害や虐待にもっとも深刻な影響を受けるのは、当事者であり、加害者が誰であれ、権利侵害行為や虐待行為は、人間の自由と生存に対する重大な侵害といえます。これらの解決のためには、市に責任があるのは、明確であります。事業者、市民等が協力して解決にあたるのが重要です。

一方、権利侵害に対応する策として現在実施されている地域福祉権利擁護事業(16)や成年後見制度(15)について、利用実績は伸びていますが、十分な支援体制とはいえません。

(施策)

1. 権利擁護の推進

成年後見制度について、広報を行うとともに、相談や後見人候補者の紹介窓口を設置し、適切な活用を推進します。

成年後見制度の活用が必要な人で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、市長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。

地域福祉権利擁護事業について、積極的な情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実するなど、わかりやすく、利用しやすい制度の運用・普及に努めます。

各相談機関と連携し、虐待を予防すること、および虐待が発生したときに措置等の必要な支援を行います。

虐待などの権利侵害についての正しい理解の普及を行い、そうした事態が生じた場合の身柄の確保などの救済策がとれるよう施設などへの協力を要請します。

(市民の役割)

ご近所同士の日ごろからの交流・連携を深め、地域ぐるみで困りごとを「放置しない」「見逃さない」関係づくりを、関係機関と共に進めるよう努めます。

地域での見守りによって、なるべく早期に被害を発見するよう心がけます。

(事業者の役割)

要援護者の情報収集と支援等の向上を図るため、地域との連携の強化をします。

事業者は、利用者からの意見・要望・提案・苦情に関しては実態をよく把握し、できる限り早く回答し、改善策を検討し実行します。

職員等の関係者には、虐待などの権利侵害が発生しないよう、虐待についての正しい理解の普及に努めます。

〔社会福祉協議会の役割〕

地域福祉権利擁護事業の相談支援体制を充実すると共に、わかりやすく、事業が理解できるよう周知に努めます。

権利侵害に対応すべく対策の推進のために、市や家庭裁判所と連携を行い、相談体制や広報の充実に努めます。

市や家庭裁判所と共に、成年後見制度の相談支援体制を充実していきます。

〔市の役割〕

各相談機関と連携し、虐待の予防、および虐待が発生したときに必要な支援を行います。

関係者に対して、虐待などの権利侵害についての正しい理解の普及を行います。

虐待などの権利侵害を防止・救済するために、身柄の確保などの救済策がとれるよう施設などへの協力を要請します。

四 公的福祉サービスの質の向上と拡充

〔現状と課題〕

地域にはさまざまな福祉ニーズがあり、介護保険や自立支援法など公的なサービスだけでは、十分に対応できないケースも少なくありません。行政の窓口では、これまで公的なサービスについての情報提供や支援の相談に応じられても、地域やNPO、企業などが提供するサービスに関しては十分に把握していない傾向がありました。行政の中立性を保ちつつ、公私協働のネットワークを整え、支援が必要な人々の状態や意思に合わせて、公的サービスのほか、NPOやボランティアによるさまざまなサービスを組み合わせ、適切な支援が行えるような総合的な調整のしくみや体制について研究を進め、多様なサービスを利用出来る支援が必要です。

福祉サービス事業者同士が、それぞれの得意分野を生かしながら、より良いサービスの提供を目指して、地域社会に貢献するために連携し、評価情報を積極的に公開することが求められています。

また、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスが提供されるよう、利用者の相談に応じサービス提供者に対して要望や改善提案を行う介護相談員などの活動を充実し、利用者サービス提供者が対等な立場で、サービス内容などについて話し合うことができる環境を整えなければなりません。サービスの選択を容易にするため、評価に関する情報が積極的に公開されることが必要です。

< 地域内でサービス事業者や職員同士の連携が必要な10の理由 >

相互交流によりサービス品質の向上が期待できる
幅広い駆除への対応が可能
より広い事業者の参入が期待できる
競争だけでなく、相互に協力する体制構築が必要
支援が必要な人の早期発見と早期対応ができる
必要な解決策を相互に提供できる
解決のための情報を共有できる
専門職や事業者が連携することで、少ない資源を有効活用し、多くの効果を期待できる
解決のためのアイデアを生み出すことができる
役割をより強化することができる(エンパワメント)

(施策)

1. 第三者委員会(17)の設置・連携

サービス事業者に対し、苦情に対応するための窓口の設置や中立的な立場で苦情の解決策を検討する第三者委員の設置を進めます。

第三者委員相互の情報交換の場の提供など適切な対応ができる体制を整えるよう要請します。

2. 苦情相談体制の整備

市や社会福祉協議会などの福祉サービスに関する苦情相談体制を充実し、関係機関と連携して適切な対応が行えるようにします。

3. 連携体制の整備

高齢者や障がい者、児童など支援が必要な人々が安心して地域で暮らすため、日常的な近隣のふれあいや交流を深めながら、地域の見守りの活動を促進し、問題の早期発見に努めていきます。

行政、福祉・医療法人、その他保健福祉関係者が協力し、近隣住民や健康の駅長、自治会長、民生委員児童委員、老人クラブなどの地域ネットワークと連携しながら、地区のきめ細かな地域福祉のネットワークづくりを進め、地域活動の中で把握したニーズを専門機関等と協力しながら、適切な福祉サービスに結びつけることができる体制やしゅみを整えます。

(市民の役割)

日常的な近隣のふれあいや交流を深めながら、見守り活動を促進し、問題の早期発見と状況の把握に努めます。

把握したニーズを専門機関と協力して解決を目指すように取り組みます。

小地域で、福祉課題を抱えた一人ひとりに対して、関係者と連絡調整を行いながらその解決に取り組みます。

民生委員児童委員は福祉委員(11)や自治会などと連携して、支援を必要とする人の情報把握に努め、相談機関につなぎます。

(事業者の役割)

地域内のボランティア団体などのインフォーマルサービスに対して、事業者の専門的な視点から改善策を提案したり、サービス提供をする際に、本人と周りの関係や他のサービス利用に関して注意すべき点

を助言します。

地域及び他のサービス提供者との連携・支え合いの体制を進め、受ける側の異なるニーズについてもよく話し合い、困難なケースに対しても市や関係機関と協議し、解決策が実現するための役割を担います。

サービスの評価に関する情報を積極的に公開します。

サービスを提供する前に、利用者自身の主体性を十分尊重しながら、個々の機能と能力に合わせた質の高いサービスを提供します。

利用者との信頼関係を築くために、プライバシーを堅く守ります。

〔社会福祉協議会の役割〕

社会福祉協議会は福祉サービス提供事業者の立場でもありますが、地域福祉を進めるコーディネーター役として、事業者の連携を支援していきます。

多様なサービス供給主体が自主的自発的に連携できるようなプラットフォームづくりを推進していきます。

地域活動に参加するメンバーに対する定期的な研修機会を充実し、資質の向上を図りながら、ネットワークが小地域で有機的に機能するよう支援します。

〔市の役割〕

利用者ひとりひとりのニーズに対応し、質の高いサービスを提供するため、サービス提供者に対して定期的に専門的な研修を行うと共に、社会福祉法人や民間事業者、NPOなど多様な福祉団体との交流の場や機会を拡充し、あらゆる情報を交換することによりサービス提供者の資質の向上を図ります。

地域住民のニーズに合わせ、市民の意見を十分事業に反映させるためのモニター制度を取り入れます。

苦情の解決策を検討する評価機関の設置促進や、情報交換の場の提供に努めます。

質の高いサービスが提供できるように、利用者とサービス提供者が対等な立場でサービス内容を話し合えることができる体制を整えます。

公正・中立な立場として、サービス事業者への指導監督・評価を促進します。

五 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

〔現状と課題〕

地域の中で共に生き、共に支え合う地域福祉を推進する気運を高めるために、市民、行政、福祉団体、地域組織、NPOなど、さまざまな立場の人々が連携し、福祉文化を育む環境づくりが求められています。

サービス利用について行政や福祉関係者に相談することを躊躇(ちゅうちょ)したり、身近な人に相談できなかった結果、状況がさらに悪化した事例が見受けられます。早期の相談が状況の悪化を防いだり、解決を早めることとなります。また、個人情報保護に配慮しつつ相談事例を広く公開したり、情報提供することで、地域の人たちが自分の問題として考えることができます。日常生活の中で気軽に相談できることがユニバーサルな環境づくりが必要とされています。

人と人のつながりを大切にして、誰もが安全・安心して、快適に生活するためにはユニバーサルデザインの視点をもった地域づくりを推進していくことが重要です。年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、多様な価値観を認め合い、すべての人が自由に社会参加できるまちづくりを推進していくことが必要です。

(施策)

1. 誰もが利用しやすい施設づくり

すべての人が安全に安心して社会参加できるように、既存の施設、道路や歩道、交通機関のバリアフリー化を促進します。

不特定多数の人が利用する公共施設や歩行空間、公園、公共交通機関等を誰もが利用しやすいように整備を進めます。

新設する施設、歩行空間、公園等はハートビル法や三重県バリアフリーのまちづくり推進条例を遵守するように促します。

2. 誰もがわかりやすい情報提供

公共施設等の案内表示については、誰にでもわかりやすいように大きな文字や色づかい、絵表示、点字や音声などを取り入れていきます。

すべての人の知る権利を尊重するため、誰にでも見てわかりやすい申請書類などの行政文書の作成や、窓口のワンストップサービス(18)化といった手続きの簡素化に努めます。また、わかりやすい市広報に努めます。

個人住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進していくための相談窓口を設置し、情報提供を進めます。

3. 誰もが参加しやすいしくみづくり

ユニバーサルデザインのまちづくりについて、市民からの意見や提案を尊重します。

新設する公共の建物、歩行空間、公園など関連する施策の企画・実行・管理運営・評価にあたっては、市民の参加のしくみづくりに努めます。

4. ユニバーサルデザインを学ぶ場づくり

学校における取り組みとして、多様な人たちの存在、文化や価値観の違いを認め合い、相手の立場になって考えることのできる共感性を育みます。

ユニバーサルデザインの理念を学ぶ学習会や講座を開催し、広く市民にその理念を広げると共に、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する市民リーダーの育成に努めます。

建築物の設計・施工に携わっている人たちや行政職員がユニバーサルデザインを理解し知識を高めるための研修を促進します。

5. 誰もが使いやすいものづくり

ユニバーサルデザインの7原則(19)を活用し、利用者の視点に立った福祉用具などの製品の普及を促進します。

(市民の役割)

ユニバーサルデザインの理念を学ぶ学習会や講座に参加します。

ユニバーサルデザインのまちづくりについて建設的な意見や提案をします。

多様性を理解し、共に支え合って暮らしていく地域づくりに主体的に関わっていきます。

(事業者の役割)

誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの施設整備に努めます。

施設を市民に開放し、ユニバーサルデザインの活動の場づくりを支援します。

市民のニーズに合った、誰もが利用しやすいもの(製品)づくりに取り組みます。

ユニバーサルデザインの理念を学ぶ研修会等に積極的に参加します。

ユニバーサルデザインの理念を企業倫理に反映するように努めます。

〔社会福祉協議会の役割〕

ユニバーサルデザインを推進するために、啓発や情報の提供をします。

ユニバーサルデザインを推進するNPO団体の活動や市民の場づくりを支援します。

保健・福祉情報や広報誌などを、誰もがわかりやすくするように努めます。

ユニバーサルデザインの学習の機会の提供を通じた活動場所づくりを進めます。

〔市の役割〕

各地域でユニバーサルデザインなどの啓発や情報提供、学習会を実施するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する市民リーダーの育成に努めます。

公共施設を誰にでも使いやすいように整備します。また、地域にある施設や交通機関を利用しやすいように整備するように促進します。

ユニバーサルデザインのまちづくりへの意見や提案を求め、地域からの要望や課題について、適切に対応していきます。

公共施設等の案内表示について、誰にでもわかりやすいように絵・点字表示や通訳者の配置などを検討します。また、わかりやすい文書・市広報の作成やワンストップサービスの整備に努めます。

行政職員がユニバーサルデザインを理解し知識を高める研修に努め、行政サービスに反映させます。



高参加・高福祉

基本目標 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

基本施策

- 一 高参加を実現するための情報発信の促進
- 二 地域福祉の担い手となる人材の育成支援
- 三 活動団体が活性化するための支援

一 高参加を実現するための情報発信の促進

(現状と課題)

現在は、ボランティア団体だけでなく、NPO、住民自治協議会などの、地域課題やまちづくりに向けた取り組みを行う多様な形態の住民団体が注目を集めています。多くの市民がそういった活動に参加することによって地域福祉が推進されています。

伊賀市では、ボランティア団体だけでなく住民自治協議会や自治会などのさまざまな団体に、市民が積極的に参加しています。しかし、一方で、市民の中には「自分に何か出来ないか」、「何かをしたい」などの思いがあるのですが、活動団体についての情報が不足していること、参加のきっかけが無いこと、参加の方法が分からないことなどから、参加していない、できない市民が多くいます。また、ボランティアを必要とする人の情報発信も不足しています。

このような課題に対しては、情報発信だけでなく、ボランティア活動などの市民活動の活性化が必要です。しかし、それぞれの活動団体の情報交換の場が少ない状況でもあります。

今後は、言葉や生活習慣の異なる人たちも共に暮らしていけるよう、さまざまな機会を通して情報を収集するとともに、多くの市民が市民活動に参加するために、多くの情報を発信していくことが求められています。

(施策)

1. 情報の収集・発信

広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどを通して、情報収集や情報発信に努めます。

ボランティアを必要とする人の情報を収集し、市民に発信するしくみをつくります。

2. 参加啓発

講座や研修会などの学習会を開催し、活動への参加の機会をつくります。

住民自治協議会活動への参加啓発に努めます。

3. 情報交換の場づくり

活動団体の情報交換の場をつくり、情報の共有化を図ります。

情報交換の場は、誰もが参加しやすく、共有しやすい形で提供していきます。

(市民の役割)

団体活動情報が身近な地域で発信できるよう、情報発信ボランティアを立ち上げます。

近所付き合いなどを通じて、ボランティアを必要とする人の情報を収集し、活動団体に情報を発信していきます。

住民自治協議会への加入や活動への参加・呼びかけをします。
活動団体の情報を交換し、情報の共有化を図ります。
ボランティア講座などの学習会に積極的に参加します。

〔社会福祉協議会の役割〕

多くのボランティア活動情報や人材情報を収集し、提供します。
ボランティアを必要とする人の情報を発信するしくみをつくります。
ボランティア講座などの学習会を開催するとともに、人的支援を行います。
活動団体の交流や意見交換の場をつくります。

〔市の役割〕

市民活動支援センターの機能を充実させ、活動団体の情報交換の場をつくります。
活動資金確保に係わる情報提供をします。
国、県や他の市町村の情報を収集し、提供します。

二 地域福祉の担い手となる人材の育成支援

〔現状と課題〕

今後、団塊の世代が定年を迎え、地域で中核的な役割を担える中高年のマンパワーが、期待されています。地域福祉を推進していくためには、現在行っている活動の活性化だけでなく、上記のような新たな担い手づくりが大切であると考えます。今後、市民活動を実践するリーダーを育成するとともに、地域に埋もれた人材の発掘などを推進する必要があります。しかし、現在の活動団体については、人材の確保が困難であるため、団体の運営が危機にさらされている団体があるのが現状です。

このような課題に対応するために、本市においては、地域福祉の担い手となる人材育成に力を入れていきます。具体的には、退職前に市民活動への参加の重要性について企業側からの啓発や、企業が地域福祉活動などに参加、参画することが重要であると考えます。また、学校での総合学習の取り組みや、あらゆるボランティア活動などにより、市民活動に対する関心が高まっている中で、学校での福祉教育だけでなく、介護実習などを取り入れた実践的な学習の機会を福祉現場の中に設け、活動につなげていくことが求められています。さらに、市民は、年代を問わず、さまざまな学習の機会に積極的に参加し、生涯学習としても福祉教育を地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

加えて、民生委員児童委員は、主体的に訪問活動などを行い、活動の理解を得ながら近隣で困っている人の把握や支援に努め、市民活動の重要な担い手として活動の支援を図る必要があります。そして、地域ぐるみの助け合い・支え合い意識の向上のため、各機関との連携により、地域の組織づくりに関わるのが重要であると考えます。

〔施策〕

1. 民生委員児童委員活動への理解・支援

活動内容を周知するとともに、その活動に対する理解を得よう普及・啓発を行い、市民活動の重要な担い手として活動の支援を図ります。

地域の生活課題の把握や解決のため、多くの無関心層の市民に対して参加を働きかけ、住民自治協議会、自治会、福祉委員、相談ボランティアなどとの連携に努めます。

2. 中高年マンパワーの活用

地域組織や企業に対し、市民活動への参加の重要性を啓発します。

市民活動への参加の機会をつくとともに、情報提供に努めます。

3. 福祉学習の推進

学校教育の中に福祉学習が積極的に取り組まれるよう努めます。

いつでも、誰でも、どこでも福祉を学べる機会と学習内容を推進するため、「地域福祉教育推進プラットフォーム」を整備し、市民・社会福祉協議会・行政・事業者が協働体制で取り組みます。

地域での福祉学習の機会を設け、参加を促進します。

4. 地域の助け合い活動の推進と福祉意識の向上

近所付き合いをはじめ、住民自治協議会、各種関係団体などの活動を通じて地域ぐるみの助け合い・支え合い意識の向上に努めます。

住民自治協議会の福祉部会の活動を支援しつつ、その担い手育成に努めます。

〔市民の役割〕

民生委員児童委員活動を理解し、地域の福祉課題をできるだけ早く伝えていきます。

日常生活の中でのささやかな活動が自らの楽しみとして継続でき、次第に市民活動へとつながるようにしていきます。

年齢を問わず、さまざまな福祉教育による学習の機会に積極的に参加します。また、参加するだけでなく福祉教育の推進に関しても協力していきます。

あいさつ運動や声かけ運動など、地域における友愛活動を実施し、地域での支援を必要とする人の日常的な困りごとに対して、地域で助け合い、ささえ合えるように努めます。

生涯学習の観点から、市民活動へ積極的に参加するよう努めます。

〔社会福祉協議会の役割〕

自治会や住民自治協議会と連携し民生委員児童委員活動の活性化を図るとともに、福祉サービス提供事業者への理解を促し、連携を支援します。

ボランティアコーディネーターの資質向上に努めます。

学習会を開催し、リーダーの発掘や人材育成を行います。(福祉学習サポーターの養成など)

学校や地域での福祉教育の機会や、福祉学習プログラムを提供し活動への支援を行います。

先駆的な市民活動の紹介や活動の推進・啓発を行います。

〔市の役割〕

地域での市民活動の重要な担い手としての民生委員児童委員活動への支援を行います。

市民活動支援センターや、ボランティア・市民活動センター(13)などのボランティア活動推進機関との相互の連携を図り、活動支援に努めます。

市民活動への参加や学習の機会の提供のため、情報整備、環境整備を行います。

学校や地域での活動団体で、福祉教育が積極的に取り組まれるよう働きかけます。

広報活動などにより参加を促し、市民相互の理解と連携により日常生活支援などの助け合い活動が行われるよう、福祉意識の啓発に努めます。

「地域福祉教育推進プラットフォーム」を整備し、福祉教育の開発・推進を中心になって行っていきます。

三 活動団体が活性化するための支援

(現状と課題)

地域には地域住民を始め、自治会や住民自治協議会、民生委員児童委員協議会、消防団、ボランティア、事業者やNPO法人等さまざまな団体や個人の活動があります。更に、行政や社会福祉協議会等の活動が地域福祉を推進していく上での基礎となっています。しかし、市民活動や支援を行う上で、メンバーの高齢化や仕事で活動に参加することが難しいなどさまざまな問題が出てきています。これに対して、活動団体を支援する中間支援組織を強化、支援することも必要となります。また、組織内の信頼関係を高め役割分担を強化して組織内を活性化するとともに、それぞれの活動団体が連携することによって、地域全体の組織が活性化すると考えます。

(施策)

1. 活動団体の連携と活性化

多様な活動主体の連携と協働のためのネットワークづくりを推進します。

ボランティアコーディネートの体制整備を推進します。

2. 地域福祉を支える拠点の充実

活動や交流のための機会を提供します。

市民活動の拠点を整備し充実します。

3. 地域福祉の担い手確保

担い手となる人材を発掘し、リーダーを育成します。

多様な活動団体の設立支援を図ります。

(市民の役割)

役員や代表者だけでなく、地域住民に幅広く参加を促すなど、開かれた市民活動の運営に努めます。保育所(園)・幼稚園、小・中学校、地域の企業や福祉施設などとの連携によるイベントの開催に努めます。

組織運営について学んだり、地域における組織間で定例連絡会を持つなど、連携に努めます。

先進的な活動を視察する等の研究を行い、市民活動を活性化します。

近所付き合いや住民自治協議会のイベント等に積極的に参加し、身近な場所での交流を深めます。

休耕地や、空店舗・公民館を活用した、多様な活動拠点の確保に努めます。

(社会福祉協議会の役割)

活動内容に応じた学習会の開催や、ボランティア教室の充実に努めます。

活動助成団体や資金確保に関わる情報を提供します。

地域の特性や活動意識の成熟度にあった個別の支援をします。

住民自治協議会の福祉部会、ふれあい・いきいきサロン等の活動を支援します。

団体ごとの活動メニューの提供を通して組織運営の支援をします。

ボランティア・市民活動センターの機能充実に努めるとともに、ボランティア活動に意欲のある市民・団体などのボランティア登録を促進し、ボランティアをしたい人と、必要としている人の需給調整などコーディネート機能の充実に努めます。

必要に応じて、市民活動団体からNPO法人化への移行支援を行います。

〔市の役割〕

多様な活動主体との円滑な協働ができるネットワークづくりを推進します。

自主的な市民活動を支援し、活動の活性化や拡充を図るための環境を整備します。

公共施設や市有地を開放し、活動のための場づくりに努めます。

広報誌やインターネットのホームページ等を活用し、ボランティア活動を普及・啓発するとともに、企業などに対しても地域福祉への理解を働きかけます。

必要があれば、市民活動団体から NPO 法人化への移行支援を行います。

基本目標 住民の活動支援施策の充実

基本施策

- 一 地域福祉型福祉サービスの創設
- 二 コミュニティ・ビジネス創設への支援
- 三 小地域活動(23)の活性化

一 地域福祉型福祉サービスの創設

(現状と課題)

近年、宅老所やグループホーム等の動きから、地域における人間関係・社会関係を維持・回復することを重視したケア(利用者地域社会との関係を断たずに行うケア)が活性化してきています。また、「利用者に寄り添う」というケア姿勢の変化が、とくに認知症高齢者の安定した生活に大きく寄与していることも明らかになりつつあります。さらに、住民参加型在宅福祉サービス(20)、ふれあいいきいきサロンなどを含め、市民の参加を得たサービスが活性化してきています。介護保険制度では、地域密着型サービス(21)として実施されることになりました。

これからの福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、子どもなど、年齢や障がい種別により区分するのではなく、地域においてさまざまな生活のしづらさを抱えた市民として捉えます。地域社会に根ざした運営や利用者のその人らしい生活を支え、尊重するケアとして整理し、新しい福祉サービス像として実現していく必要があります。

(施策)

1. 地域福祉型福祉サービスの新設

地域福祉型福祉サービスは、「その人らしい生き方・生活」に着目した総合的・多機能サービスであり、新たにつくる場合は、長期滞在も可能となる小規模多機能施設(22)とします。

地域福祉型福祉サービスの目標：

- ・ 本人の意志に基づく、その人らしい生活の確保(回復・維持)
- ・ 家族・友人・隣人・地域社会との関係(人間関係・社会関係)の確保(回復・維持)
- ・ 必要な専門的ケアの利用の確保

2. 既存の福祉サービスへの地域福祉型福祉サービスの導入

既存の福祉サービスに地域福祉型福祉サービスの考え方を取り入れ、機能を拡大・充実します。既存のサービスの枠を超えて地域社会の個々のニーズに的確かつ柔軟に対応します。

参考：地域福祉型福祉サービス（ ）に転換するために

(ア)地域社会に支持され、地域社会が参加する運営のしくみをつくる。

(イ)当事者の参加する運営、サービスとする。

(ウ)住民・ボランティアが参加する運営、サービスとする。

(エ)市民や地域社会のあらゆるニーズや相談を受け止め、(制度の枠組みを超えて)柔軟に対応することが重要です。

具体的には、

(ア)高齢者デイサービスの利用者を高齢者に限定せず、障がいのある人や子ども、(学童保育)等に広げる。

(イ)大規模なデイサービス(定員30名以上)は、利用しやすいように民家を活用して地域に分散させる(定員10名以下)。

(ウ)デイサービスに宿泊機能を付設し、緊急なニーズにも柔軟に対応する。

(エ)訪問介護サービスに介護保険外のサービスを組み合わせ、生活全体を支える。

(オ)ふれあい・いきいきサロンをベースに要介護度が高い利用者への展開を図る。

出典：全国社会福祉協議会「地域福祉型福祉サービス」のすすめより

3. 地域福祉型福祉サービスを支える環境づくり

地域福祉型福祉サービスの展開を推進し、真に地域社会に支えられるものにするため、住民自治協議会や自治会のほか地域の諸団体、地域社会への働きかけを行います。

〔市民の役割〕

地域に地域福祉型福祉サービス(4)の活動を広げる気運をつくります。

必要に応じ、地域福祉型福祉サービスに必要な知識を学び、賛同する人を広く呼びかけます。

地域での活動から、地域福祉型福祉サービスに転換させる柔軟な発想を持ちます。

〔社会福祉協議会の役割〕

地域のニーズを把握し、情報提供に努めます。

市と連携して、地域福祉型福祉サービスに係わる情報収集、情報提供をします。

地域福祉型福祉サービスの啓発につながる企画を実施します。

地域福祉型福祉サービスの人材育成のための講座や研修を開催します。

〔市の役割〕

地域福祉型福祉サービス(4)の開始にあたっては、公的制度や助成についての情報提供などの支援に努めます。

新たな施設の建設・サービスの創設や既存の施設やサービスについては、地域福祉型福祉サービスの機能を併せて持つことを促します。

地域の固有性に対応するために、関連する施策・制度についての柔軟な運営・運用に努めます。

二 コミュニティ・ビジネス創設への支援

〔現状と課題〕

高齢者や障がいのある人などは、従来サービス等の利用者・受け手と考えられてきました。高齢者、障が

いのある人やその家族にとって、社会的・経済的な自立のために様々な活動への参加は、地域で暮らしていく大切な条件です。しかし、社会の経済状況などの影響から、雇用の機会が狭められているのが現状です。

本市には、小規模作業所、通所授産施設、グループホームなどがあり、障がいがある人たちの社会参加と活動や生活の支援を行っています。しかし、障がいのある人にとって、経済的な自立や雇用への機会を導く、あるいは、社会的自立に結びついているかといえ、必ずしもそうではないというのが現状であり課題です。

一方、高齢者については、サークルや老人クラブなど地域で活動している人はいるものの、定年退職後の再雇用を含め、働く場がなかなか確保されていないのが実情です。

伊賀市のNPO法人は本年4月現在で28団体あり、これらをより活発化していくこととともに、これからは、一人ひとりの想いを形にしていく活動を支援していくしくみを形成していくことが求められます。

また、伊賀市市民活動支援センター(13)の充実を進め、連携・協力することにより、伊賀市総合計画と連動した地域支援を推進していきます。

コミュニティ・ビジネスの意義・効果

コミュニティ・ビジネスの意義・効果は、以下のとおりです。

- ・地域の抱える課題の解決を通じた地域社会・住民の社会環境・生活レベルの向上
- ・事業活動を通じての(特に潜在需要の掘り起こし、雇用の増加等をもたらす場合)地域経済・社会の活性化
- ・地域住民の主体参加・連携を通じての地域コミュニティの再生(再活性化)
- ・活動する者(周囲の協力者を含む)への満足感・生きがいの付与

今後の広い意味での「地域社会活性化」の担い手としての大きな期待

(施策)

1. 起業支援

「やりがい感」のある起業を支援するため、伊賀市市民活動支援センター(13)の充実を目指します。

高齢者や障がいのある人が、生きがいを実感できる仕事を発掘する上で、商工会議所、JA、企業等の協力体制を整備します。

起業については、年齢や障がい特性に応じた支援を進めます。

2. 起業啓発

広報紙やケーブルテレビを通して、情報収集や情報発信に努めます。

講座や研修を開催して学習の機会を設け、参加を促進します。

空き家・空き店舗などを活用した情報交換や意見交換の場をつくります。

3. 起業継続への支援

講座や研修を企画・開催し、人材の育成を目指します。

経営や活動資金の確保に係わる情報提供に努めます。

(市民の役割)

地域に活動を広げる気運をつくります。

起業に必要な知識を学び、起業に賛同する人を広く呼びかけます。
地域で困っていることをビジネスに転換させる柔軟な発想を持ちます。
事業を展開していくために、勉強会や研修会に積極的に参加します。

〔社会福祉協議会の役割〕

市民活動支援センター(13)と連携して、地域活動の企画支援を進めます。
人材育成のための講座を開催します。
地域のニーズを把握し、情報提供に努めます。

〔市の役割〕

市民活動支援センター(13)の機能を充実させます。
コミュニティ・ビジネス(9)に係わる情報収集、情報提供をします。
コミュニティ・ビジネスの展開・継続に係わる講座や研修を企画開催します。
企業資金や活動資金確保に係わる情報提供をします。

三 小地域活動(23)の活性化

〔現状と課題〕

核家族化が進み、地域にある伝統的な行事や地域の良さを次の世代に継承しにくくなってきています。地域のなかでは、子どもの安全な遊び場が少なくなり、自然の中でのあそびを知らない子どもが増えてきています。また、地域との交流も希薄になってきて、子育てに関する情報が得られにくい状況もあります。

少子高齢化の進行や単世帯の増加によって生活形態も変化してきています。高齢者・障がいのある人・子ども、外国人住民などのさまざまな人が、地域で安心して暮らすためには、今まで以上に地域住民の理解と協力が必要となります。

地域に暮らす一人ひとりが出会いを通じて、それぞれのもつ力を出し合い、助け合いながら楽しく暮らすことができる地域づくりが大切になっています。また、地域の人たちが自主的につながりを作っていくくみが求められています。

こうした誰もが暮らしやすいまちづくりへの取り組みは、新たな市民や産業を呼び込む可能性をもっています。都会に出た人が戻ってきたくなるようなまちづくり、福祉を活用したまちづくりを推進していくことが必要です。

〔施策〕

1. 地域交流事業の活性化

近隣住民が、高齢者世帯や子どもたちに声かけなどしてつながる見守り体制を整備します。
老人クラブや自治会(区)、地域ボランティア、NPOなどと協力して取り組みます。
中高年が生きがいややりがいをもった取り組みの機会を設けます。
地域ボランティア活動に子どもたちが参加できるような機会づくりを進めます。

2. 世代間交流事業の推進

地域の学校や保育所(園)などと連携し、交流事業を活発化します。
地域の公民館や集議所など活動に活用しやすいよう整備します。

3. 地域の居場所づくりの促進

公民館や集議所などの利用を促進します。
地域に活動の場(拠点)の確保を進めます。
・空き家の活用
・空き店舗の活用
・小学校の余裕教室など

〔市民の役割〕

ひとり暮らしの高齢者を地域で見守りや声かけをすると共に、地域や家庭でいきがいをみつけられるような役割分担を見つけるように努めます。

地場産業で作った野菜を販売できるよう、JA・企業などに呼びかけます。(地産地消)

近隣住民の交流を深めるため、あいさつ運動、声かけ運動、地域行事への参加交流することにより、地域の人たちとつながりができ、挨拶をし合えるような地域づくりを進めます。

市民の一員として、外国人住民との交流や理解のきっかけとなるような、勉強会や研修会に積極的に参加します。

〔社会福祉協議会の役割〕

人間関係づくりや社会関係づくりが難しい人には、電話ボランティア、話し相手ボランティア(やすらぎ支援員等)活動をすすめ、地域の中に入るような声かけを進めます。

高齢者と子どもとの交流の場をつくり、地域のいいところ探し(地理的な部分)や伝統的な行事を次世代に伝えるように進めます。

地域に暮らすさまざまな人たちが、集まり語らえる活動を支援します。

あそびの達人・話の達人などの人材を発掘し、活用できる体制を進めます。

〔市の役割〕

地域の中に「居場所」づくりを積極的に進め、地域の活動を支援します。

地域にあるあそび場を再点検し、安全に遊べるよう整備するよう努めます。

地域の活動場所の確保に努めます。

公民館や集議所など利用しやすいように規定などの見直しをします。

基本目標 協働のしくみの構築

基本施策

- 一 公共情報の共有・連携の強化
- 二 地域の自立を促す支援体制の充実
- 三 財政的な支援体制の充実

1. 協働のしくみがなぜ必要とされているのか

【協働は世界的潮流】

福祉五道の共・安・参・転で提起されている取り組みを実現させるためには、市民、行政、社会福祉協議会その他団体が、それぞれの特性を生かしながら、共通の目的や課題の達成・解決のために、対等の立場で協力して取り組みむ関係づくりが求められます。このような主体間の関係は「協働」とよばれています。

協働は、1990年代初頭から使われ出した新しい概念です。にもかかわらず、短期間でほとんどの自治体で使われるようになったのは、その概念が現在の自治体に求められる改革の方向を表すものだからです。実際、日本のみならず、欧米先進工業諸国においても協働は行政改革のキーワードになっています。たとえば、イギリスでは1979年のサッチャー政権発足以来推し進めてきた民営化路線に修正が加えられています。「官から民」への流れを急速に推し進めた結果、財政再建や公的部門への民間活力の導入などの成果がもたらされました(この改革はニューパブリックマネジメント(NPM)と呼ばれています。)。しかし、この改革は、政府の負担をいかに削減するかということに主眼が置かれていたために、結果としてサービスの切り捨てや質の低下が目立つようになりました。そこで、最近では、この弊害を是正するために、官民協働(Public-Private Partnership; PPP)という概念を提起し、目先のコスト削減を目的とした行革路線に修正を加えつつあるのです。

【協働の目指す方向】

これからの行革は、単なる短期的なコスト削減ではなく、公共サービスを企業はもちろん、市民やNPOなど行政以外の多様な主体で支えていく地域づくりを目指すべきであり、それが、サービスの質を高めることになるのだと考えられるようになってきているのです。たとえば、文化ホールの運営についてみると、単純なコスト論では、民間企業に指定管理者制度を適用するなどして直営と比べていくら運営経費が削減されたかということが関心事になります。しかし、それでは実際に利用する市民等の満足度は高まりませんので、その施設は十分に活用されているとはいえなくなるかもしれません。そこで、施設の利用者が本当はどのような利用を望んでいるのか、どのような潜在的なニーズがあるのかということを考える必要が出てきます。このことにもっとも精通しているのは、民間企業ではなく利用者であり当該地域に暮らす市民です。彼ら・彼女らにとって使い勝手の良いものにすることが、サービスの質を高める一番の近道です。そして、そのことを徹底していけば、彼ら・彼女らが自ら施設を運営することが、実はもっとも効果的という結論になるかもしれません。

協働の考え方が画期的なのは、公共サービスは行政が独占するものではなく、従来、サービスの一方的な受け手とみなされてきた市民がサービスを提供する主体にもなりうる社会は、個人の意思や意欲を尊重する社会の構築につながるだけでなく、それが公共サービスの質を高めることにもつながるというものです。しかしながら、協働の考え方はまだまだ抽象的な概念であり、イギリスをはじめ各国でも試行錯誤の状況で

す。日本でも、ほとんどすべての自治体の総合計画や地域福祉計画で使われていますが、理念として提起されている段階です。したがって、この考え方に基づいてさまざまな案を試しながら、伊賀地域に適したやり方に改善していく地道な取り組みが求められます。

2. 協働の関係が成り立つ条件とは何か

協働の関係とは、先ほど指摘したように、市民、行政、社協その他団体が、それぞれの特性を生かしながら、共通の目的や課題の達成・解決のために、対等の立場で協力して取り組みむ関係のことをいうとすると、行政が一方的に協働のメニューを用意し、市民は与えられた役割をこなすという関係は、協働とはいえないということになります。

協働の関係をつくる場合に忘れてはならないことは、現状では公共的な役割の大半を行政が独占しているという事実です。行政が独占してきた役割を市民や地域に対して「いかにお返すか」という視点が重要です。すでに長年にわたり市民の側には公共的な役割を積極的に担う土壌がありません。公共を担う主体の育成や環境整備ということも、行政に求められる課題といえるのです。

こうした点を踏まえると、協働の関係が成り立つには主に次の点に配慮した対応が求められます。

【市民の自発性・主体性の発揮】

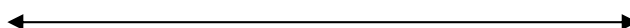
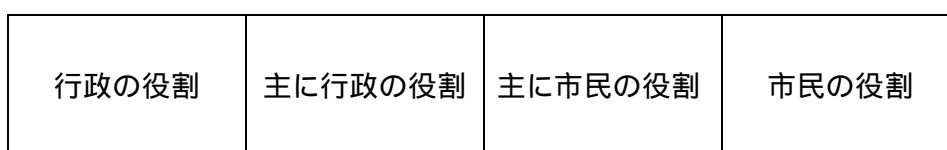
第一に、市民の側に自発的・主体的に協働の関係をつくらうとする条件整備です。そのためには、「やられている」から「やりがいがある」「やって楽しい」と思えるような「仕掛け」づくりが必要です。

【市民が活躍する領域の拡大(官と民の役割分担)】

第二に、市民や地域が地域で活躍できる場面を確保する条件整備です。現在の官と民の役割分担を前提にすれば、市民や地域が活躍できる領域は行政が手を出さない分野か、負担削減などの理由で手放したいと考えている分野に限られてしまい、行政側に都合の良い役割分担になってしまいがちです。もともと官民の境界線は、その時々々の社会経済情勢に応じて変化し続けてきたのであり、両者の関係は相対的なものです。そのため、両者の役割分担は、「市民の主体的な活動の程度によって決まる」という考え方に立ち、行政の役割はその上でできる限り限定的に考えることが、市民の自発性や主体性を尊重する上で重要です。

【行政の地域マネジメントの重要性】

第三に、行政は多様な主体の活動をマネジメントする役割にその軸足を移していく自己改革です。上記の2点が今後進展すれば、行政が直接サービスを提供するのは、市民等や企業では提供できない分野が中心になってきます。この点に限れば、行政の役割は縮小する方向に向かうといえます。しかし、他方で、多様な主体がサービスの提供者となれば、その質や安定的な供給をいかに確保するかが課題になります。また、地域の課題解決に向け、多様な主体が相互に協力・連携を図ったり、地域の将来ビジョンについて認識の共有化を図ったりすることも、これまで以上に重要になります。行政は、このように多様な主体の活動をマネジメントする役割を強化していくことが求められています。



基本施策

一 公共情報の共有・連携の強化

(現状と課題)

本市は、合併に伴う組織再編の渦中にあります。合併に伴う組織や業務の統廃合や市職員の配置転換などによって、一時的にはあれ、部局間、本所と支所、市と市民との情報や問題意識の共有に支障が生じています。特に、これまで、旧市町村ごとに築き上げられてきた市民、地域、NPOなどとの信頼関係を新しい組織体制に合わせて再構築することは、緊急の課題です。また、市民も、小地域活動、NPO、住民自治協議会、区(自治会)など、多様な活動の場がありますが、交流、連携して互いに支えあう経験を重ねていくことが課題になっています。

このため、縦割りの弊害を早期に是正し、市が市民等とともに地域課題やその解決策を考えていくことのできる体質とするために、市民等と行政及び市民間の信頼関係を構築し、情報共有や連携をより一層強化していきことが求められます。

1. 情報の共有

(主に市の役割)

市の内部情報については、単に情報公開条例の対象とするだけでなく、市民等からの求めに応じて積極的に提供できる体制に改めます。

パブリックコメントや市に対する要望については、庁内各部門で共有する体制を整えるとともに、要望の扱いに対して統一的な対応ができるようにします。

市に対するさまざまな要望とそれに対する行政の対応が不透明・不定形である現状を見直し、ルール化します。

2. 連携の強化

(市民の役割)

話し合いへの参加とその運営の協力をします。

(主に市民の役割)

住民自治協議会とNPOなど各種団体との交流・連携を深めます。

(主に市の役割)

本庁・支所・市民活動支援センターが、地域や各種団体の活動支援について問題意識や情報を共有し、適切な連携ができる体制にします。

(市の役割)

地域課題の解決策などについて、支所などに市、市民、各種団体などが日常的に話し合える機会を設けます。

二 地域の自立を促す支援体制の充実

(現状と課題)

本市では、合併に伴い、旧市町村の区域ごとに市の支所が設けられました。支所は、合併建設計画において、住民自治協議会をはじめ、地域における市民の主体的な活動を支援することが期待されています。すなわち、支所は、市民等とともに地域の課題を発見し、その解決につなげるための資源を掘り起こし、地

域を多様な主体で支えていく体制をつくることが求められているのです。市民活動支援センターも、NPOなど市民活動の支援という観点から、同様の取り組みを展開していくことが求められています。

しかしながら、現状では、支所は旧市町村の業務の多くを引き継ぐ受け皿として機能しているにすぎません。また、市民活動支援センターの体制についても、具体的な対応は今後の検討に委ねられています。

このため、支所や市民活動支援センターが、いわば現場主義に立ち、多様な主体で地域を支えるしくみをつくる拠点となるべく、その機能の充実・強化を図る必要があります。

1. 支所の支援体制の充実

「地区別計画」を策定及び見直す際、住民自治協議会などと十分に協議するとともに、その内容を進行管理するしくみをつくります。

〔市民等の役割〕

協議への参加、地区別計画の策定及び進行管理の意見提案及び策定支援します。

〔主に市の役割〕

住民自治協議会の活動や小地域活動など、市民等による主体的な取り組みを支援する地域振興担当を支所に配置します。

市民等に対するきめ細かで専門的な相談業務を行うとともに、地域包括支援センターとの適切な連携を図ることのできる福祉専門職を支所に配置します。

〔市の役割〕

地区別計画の策定、住民自治協議会などと協議するしくみづくり、地区別計画の内容を進行管理するしくみづくりをします。

2. 市民活動支援センターの支援体制の充実

〔主に市の役割〕

市民等による主体的な取り組みに対する支援を強化・充実するため、市民活動支援センターを拠点として、情報提供、相談、人的・財政的支援を行います。

市民活動支援センターが利用者のニーズに応じた機動的な対応を可能とするため、設置されている市民代表を含む運営委員会において、今後の公設民営化に向けた機能分担とセンターのあり方について検討します。また、「市民活動支援ファンド」など財政的な支援体制の整備を進めます。

3. 施設の利用・運営を通じた支援体制の充実

公共施設の公平な利用ができるよう、利用ルールを見直します。

〔市民等の役割〕

公平な利用につながるルール見直しの提案をします。

〔市の役割〕

市民等の意見を聞いてルールの見直しをします。

公共施設を地域活動の拠点として活用できるようにするために、地域で管理運営する体制を整備します。

〔市民等の役割〕

施設の管理運営をします。

〔市の役割〕

地域や各種団体などに指定管理者制度等を適用します。

三 財政的な支援体制の充実

〔現状と課題〕

本市では、地域団体、ボランティア、NPO、住民自治協議会など、さまざまな個人、グループ、組織などに補助金、負担金、助成金、委託金など(以下「補助金等」)さまざまな名目で財政的な支援を行っています。しかしながら、その支出については庁内各部局ごとの対応に委ねられており、種類や支出の基準・手続などが多種多様であるため、市民等にとってはその全容を把握することが難しい状況にあります。

また、補助金等の支出先は適切だったのか、事業本来の目的に照らして有効に使われたのか、あるいはそもそも当該補助金等は必要だったのかといったことについて、十分に精査されてこなかったといえます。さらに、NPOなどへの委託事業については、民間企業の場合と比べ、人件費が適切に見込まれないなど、当該事業の質を担保する観点から見て問題がある事例も少なくありません。

そこで、本市におけるすべての補助金等を対象に、支出基準・手続・評価等に関する統一したルールを設けるとともに、市の限られた財源を有効に活用するために、現場の裁量で用途を決められる包括的な補助金のしくみ等について検討します。また、地域団体やNPOなどの自立を促すため、事業の委託を積極的に推進します。

1. ルールの明確化

〔市民等の役割〕

公開の報告の場へ参加します。

〔主に市の役割〕

市民・地域・団体等に支出されている補助金等をすべて一覧にして公開します。

すべての補助金等の支出基準・手続等を明確化し、活動の報告を義務づけ、その内容を公開します。

〔市の役割〕

一連のルールづくりをします。

補助金等を使った事業に対しては、成果指標の手法を採り入れて評価し、当該事業の存続を含めた見直しを常に行います。

〔市民等の役割〕

事業の事後的な評価(第三者委員会等)へ参加します。

〔市の役割〕

市民等の意見を聞いて当該事業の存続を含めた見直しをします。

2. 財政の支援

〔主に市の役割〕

小地域活動、住民自治協議会活動、NPO活動などに対する効果的な財政支援のため、既存の補助金等を統合し、支所や住民自治協議会など地域の裁量で用途を決められる包括的な補助金の導入について、後期基本計画の策定時に間に合うよう検討します。

市が担ってきた業務を市民等に積極的に開放するため、地域団体やNPOなどへの事業委託を積極的に推進します。

地域団体やNPOなどに対する委託事業については、その自立を促す観点から適正な委託費になるよう配慮します。

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

(1) 地域福祉推進本部の設置

計画に基づく施策を推進するために、新たに市と社会福祉協議会による地域福祉推進本部を設置し、保健・福祉のほか防災・市民生活・産業・教育などの関連する部局や関係機関やの連携・協力のもと、必要な部会を設置します。

地域福祉を地域づくりと一体的に推進するためには、住民自治協議会との連携が必要不可欠であるため、住民自治協議会が地域まちづくり計画に基づき行う、さまざまな事業について市、社会福祉協議会及び関係機関は常に事業実施状況などを把握し、地域福祉計画との整合性を確認し、地域福祉の推進を図ります。

(2) 地域福祉計画推進委員会の設置

市民参画のもとに地域福祉を推進するために、地域福祉計画策定委員会及びテーマ別委員会を組織替えし、市民や社会福祉関係団体などで構成する地域福祉計画推進委員会を設置します。

この委員会では、必要な部会を設置し、計画の推進に関して必要な事項を調査、審議するとともに、住民自治協議会などとの連携を図りながら、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。

(3) 推進本部と推進委員会の連携

推進本部と推進委員会は、連携・協力して、計画に記載した項目全件に関する推進方法の確認・検討を踏まえ、計画推進の実施計画を策定します。

2. 計画の普及啓発と実践

(1) 計画の普及啓発

ダイジェスト版の全世帯への配布や広報、ホームページなどを通じ、すべての市民に周知を図ります。さらに、子ども版を作成し、市内の子供たちの福祉教育に活用します。

また、住民自治協議会をはじめとする地域活動団体に団体間の交流の場を提供し、具体的な活動事例などを紹介するとともに、情報の共有化を図ります。団体、小グループなどへの説明については、依頼により「出前講座」を行います。

事業所に対しては、地域福祉推進の一員として、さまざまな事業への参加を促し、情報の提供を行います。

このほか、各種講座やイベントなどの事業を開催し、地域福祉計画の普及啓発を図ります。

(2) 計画の具体的な展開と実践

地域福祉計画は、伊賀市を誰もが安心して暮らせるまちにするために、その取り組みの方向性を示したものです。

市内には、さまざまな地域があり、抱える課題も異なるため、各住民自治協議会や地域の団体などにおいて、地域の実状に合った具体的な行動の計画を立て、実践していかなければなりません。

このために、保健・福祉に関する相談やボランティア等の人材育成をはじめ様々な場面で、地域の住民や団体、福祉サービス事業者、市、社会福祉協議会などが協働するしくみを確立するとともに、連携を強化していきます。

また、国、県に対し必要な支援を要請するとともに、積極的に情報交換などを進めます。

3. 計画の評価

(1) 計画の進行管理

市民参加のもと、地域福祉計画推進委員会において施策の実施、評価を行います。そして、計画、実施、評価などの情報をわかりやすく公表します。なお、計画の始期から3年を経過した平成20年に計画を見直します。

(2) 計画の運用

社会、経済環境の変化への対応を行うとともに、各地域の実情や市民の意向を反映した施策展開を進めるため、住民自治協議会などとの連携を図りながら、必要に応じて推進方法を見直します。

4. 市と社会福祉協議会との連携

伊賀市地域福祉計画は、市が、地域福祉の中心的な担い手である社会福祉協議会と協働して策定を進めてきました。一方、社会福祉協議会は、地域福祉推進のための市民参加と関係者の協働・実践をより具体的に進めるための「地域福祉活動計画」を策定することが一般的です。

しかし、伊賀市では、地域福祉計画を社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定することで、市と社会福祉協議会との地域福祉推進の考え方を十分調整し、相互の役割を明確化した地域福祉推進における協働体制を確立することを目指します。一体的に策定する計画により各地域でのまちづくりと一体的に進める地域福祉活動がより実効性のあるものになるよう支援します。

また、地域福祉計画推進において社会福祉協議会は、下記の ～ の事業を実施します。

住民自治協議会をはじめとする住民自治組織が策定する地域まちづくり計画などの各計画に、地域福祉計画の理念に基づいた生活課題に関する具体的な地域実践方策を盛り込んでいくことができるよう、福祉情報や地域活動の実践行動のノウハウ等の具体的支援を行う。

より多くの人に計画の理念が理解され、福祉への参画が進行するよう調整する。

計画に盛り込まれた役割を実施する。

市としての福祉課題を把握し、必要な取り組みを市民や行政に働きかけ、当面必要な解決を行う。

特に、中心的な住民自治組織である住民自治協議会が策定する地域まちづくり計画に、地域福祉計画の普及・啓発・実践に関しての考え方が反映され実効性のあるものになるよう支援を強化します。更に、地域まちづくり計画を充実することで、市の地区別計画や総合計画にも反映していくことが可能になります。また、こうしたことを行うため、職員の地域担当制や支所の再編も含め社会福祉協議会の基盤を強化します。

5. 市と社会福祉法人、医療機関、NPO、ボランティア組織等との連携

生活様式や価値観の多様化により、地域住民の福祉に対するニーズは多様化しています。介護保険や自立支援法による事業など公的なサービスについては、社会福祉法人、医療機関が中心的な役割を担っています。さらに、支援が必要な人々の状態や意思に合わせて、適切な支援が行えるよう、公的サービスのほか、NPOやボランティアによる各種のサービスを組み合わせる必要があります。

市は、これらの多様な保健・福祉サービス事業の各主体と連携し、それぞれの得意分野を生かしながら、総合的なサービスの調整や提供体制について、協議・調整を進めます。

また、地域ケアシステムの構築など、近隣地域における住民自治組織の地域福祉活動への支援についても、市と事業の各主体は、連携してその推進に向け検討を進めます。